

平成 10 年 度

弘前大学生涯学習教育研究センター一年報

第 2 号

平成 11 年 3 月

弘前大学生涯学習教育研究センター

目 次

・調査報告・論文等	
佐藤善治郎の社会教育論	佐藤 三 三..... 1
現代の福祉・医療問題と生涯学習の課題	
「介護」の方法・在り方を中心に（県内3町における実態調査「第二報」）	
.....高嶋 一 敏・藤田 昇 治・佐藤 三 三.....	12
介護問題と生涯学習（その1）.....	藤田 昇 治..... 29
川内町寝たきり老人等在宅化促進栄養事業	金 浜 盛 雄..... 41
・事業報告	
1．生涯学習教育研究センター主催・共催事業	
（1）公開講座.....	45
（2）生涯学習講演会.....	47
（3）東北地区放送利用大学公開講座（ラジオ・テレビ）.....	49
（4）共催事業.....	53
2．学部の主催事業など	
（1）人文学部.....	54
（2）教育学部.....	54
（3）医学部.....	56
（4）医学部附属病院.....	56
（5）理工学部.....	57
（6）農学生命科学部.....	59
（7）医療技術短期大学部.....	60
（8）病院ボランティアについて.....	60
3．情報提供.....	62
4．会議その他の事業日誌.....	62
・センター関連規則等	
1．センター関連規則.....	65
2．機構・組織図.....	70
3．地図・連絡先.....	71

ANNUAL REPORT
CENTER FOR RESEARCH AND EDUCATION OF LIFELONG LEARNING
HIROSAKI UNIVERSITY
NO.2, 1999

CONTENTS

Articles and Surveys Reports

Zenjiroh Satoh's Social Education Theory	Sanzoh SATOH...	1
Lifelong Learning and its Relation to Social Welfare and Medicine : Focusing on the Ideal and Actual Care of the Bedridden Elderly The Second Report of the Investigation among Three Different Towns in Aomori Prefecture	Kazutoshi TAKASHIMA · Shoji FUJITA · Sanzoh SATOH...	12
Caring for the Bedridden Elderly and Lifelong Learning (Part 1)	Shoji FUJITA...	29
Kawauchimachi's Project Promoting the At-Home-Care of Bedridden Elderly Persons	Morio KANAHAMA...	41
Activities of the Center for Research and Education of Lifelong Learning	...	45
Rules and Organization	...	65

I. 調查報告・論文等

佐藤善治郎の社会教育論

佐藤 三三

はじめに

山名次郎の『社会教育論』と佐藤善治郎の『最近社会教育法』は、「日本における社会教育論の源流としてとらえられる基本文献」¹⁾に数えられるだけでなく、内容的にも同じく「主として都市貧民対策や都市における社会・労働問題」²⁾に関心をもった「社会改良的な社会教育論」に分類される³⁾。また「佐藤の社会教育論は、山名の」「『形成的社会教育論』、『風紀的社会教育論』、『社会改良的社会教育論』、『学校補完的社会教育論』を継承している」とも指摘されている⁴⁾。つまり社会教育学説史上にあっては、佐藤善治郎の社会教育論は山名次郎の社会教育論とほぼ同質のものとして位置づけられ、さらに筆者の概念に引きつけて概括するならば、山名次郎から佐藤善治郎へという流れは、社会を教育対象とし、社会の改良を教育目的とする「『社会』社会教育論」の継承であった。

日本の社会教育論を、その教育対象あるいは教育目的に即して考えるならば、大きく、「『社会』社会教育論」・「『成人』社会教育論」・「『地域』社会教育論」の三つに区分できであろう。そして、仮に、山名次郎を日本の社会教育論の出発点に位置づけることが可能であるとするならば、日本の社会教育論＝山名社会教育論は、「社会」を教育対象とし、「社会」の改良・改善を目的とした点で、まさしく「『社会』社会教育論」であった。

しかしながらおよそ百年をたった今日にあっては、「『社会』社会教育論」は姿を消し、「『成人』社会教育論」を「『地域』社会教育論」が取って代わっているように思われる。いったい、いつどのようにしてこのような転換が生じたのであろうか。その答えは、山名以降の「『社会』社会教育論」の展開を追うことによって得られるであろう。そこで本稿は、山名の『社会教育論』⁵⁾につぐ日本で2番目の「社会教育」という言葉を用いた単行本と考えられる佐藤善治郎の『最近社会教育法』(明治32年)を取り上げてみたいと思う。

山名次郎『社会教育論』との関係

山名次郎は1868(明治元)年鹿児島県(薩摩藩)の藩士の家に生まれ、1857(昭和32)年に没した。1883(明治16)年慶應義塾入学。1885年卒業と同時に岐阜県警に就職。1887(明治20)年時事新報社記者となり、1890(明治23)年北海道教育課長心得兼北海道尋常師範学校長。そして1891(明治24)年に同上を辞任、帰京し、その翌年の1892(明治25)年に『社会教育論』を刊行した。他方、佐藤善治郎は山名の生誕まもない1870(明治3)年千葉県農家の農家に生まれた。1885(明治18)年小学校卒業。補助教員。18歳で千葉師範学校入学。卒業後小学校訓導。1895(明治28)年26歳で高等師範学校入学。卒業後神奈川師範学校教諭、私立横浜高等女学校長等を歴任して、1957(昭和32)年に没した。著書『最近社会教育法』は「高等師範学校の在学時代に書かれた卒業論文『社会教育法』に加筆して出版された」⁶⁾。

佐藤は山名と全く同じ時代を生きたといいいい。しかしその航路は大きく異なってい

る。山名が教育とは遠いところにあつて、ほんの一時期、いわば天下りの「北海道教育課長心得兼北海道尋常師範学校長」として教育の経験をもったにすぎないのに対して、佐藤善治郎はたたき上げの教育家であつた。そんな二人が直接的もしくは間接的に接点をもつた、あるいは接点をもつ可能性があつたと考えられる時期がある。それは、佐藤が『最近社会教育法』を執筆しているその時期においてである。山名は北海道から東京に戻つて翌年の明治25年に『社会教育論』を刊行したことはすでに述べたが、その3年後の明治28年に佐藤は高等師範学校に入学し、社会教育に関心をもち、卒業論文『社会教育法』、そしてそれを加筆修正して『最近社会教育法』を刊行している。この時、佐藤は、山名の『社会教育論』に目を通してしていると推察されるからである。

しかしながら大槻宏樹によれば、「佐藤の社会教育論は、山名の社会教育論を全く意識せずに編まれたものである」という⁷⁾。確かに、佐藤の自著の中に山名の名前は全く登場しないばかりか、暗示するものすらない。だが、「予が此編を書かんとせしは一朝一夕の思ひ立ちにはあらず数年前より新聞雑誌に注意し社会学教育学に注意し又社会問題に関する大家の講演を聴き又自ら社会教育に関する組織団体あるいは貧民窟を検討せしこともありて自らは相応に研窮した⁸⁾と自負するほどの佐藤が、日本で最初に「社会教育」という言葉を書名に用いた山名の『社会教育論』を見落とす方が不自然である。筆者は佐藤は山名を意識しなかつたどころか直接『社会教育論』を読み、強く山名を意識して自著を書いたと推察する。例えば、佐藤の「予が社会教育と謂ふは学校教育に対する名称にして社会其物を教育し知識道徳を高めんと云ふにあるなり⁹⁾という社会教育の定義付けの言い回しは、山名の「然らば如何なるもの之を社会教育と称するやと云へば社会教育とは国家教育に対するの名称¹⁰⁾である、というそれに酷似している。また「社会」の捉え方も酷似している。山名の「秩序ある人民の集合体にして彼の人々個々分離し相ひ互に連絡交通を欠ける半開以上の者の集合せる一体を称して先づ社会と名けて可なるべし故に社会とは苟も彼是の間に交通して吉凶相ひ救助する者は仮令其地は東西隔離し又た政府を異にすと雖も総て社会と称することを得べし¹¹⁾」に対して、佐藤は『秩序ある人民の集合体にして彼我の間思想或は物資の交通行はれ慶事は相喜び困難相救ふ処の有意的結合を云ふものにして仮令地は相隔離し或は政府を異にすと雖も凡て社会と称すべし¹²⁾』と述べている。あるいは佐藤のいう「欧米諸国は文明の進歩するに従ひ万能を政府に求めずして社会自ら教育せんとし種々民間の団結発達して社会の知識を高め風紀を維持し幸福を享受せんとするなり¹³⁾」といった表現などは、山名社会教育論の基調と同一である。むしろ佐藤は山名に多くを負っているのである。しかし山名のことに一言も言及しなかつた。「社会学とは如何なる順序系統に由て組織すべきものなるか予は之を知るを得ず何となれば従来社会の改良教育に関しては短篇の論文としては常に之を見るも系統的秩序的網羅的に論述せしものは未だ之を見ざればなり¹⁴⁾」と述べる中で、佐藤はさらりと山名を切り捨てたのであろう。佐藤は山名の「社会教育論」を参考にはしたが、「系統的秩序的網羅的に論述せしもの」とは見なさなかつたのではなからうか。

いずれにしても、佐藤は「『社会』社会教育論」である点で山名の系譜を継承していることは明らかである。問題はその中身であり、継承の仕方である。

佐藤善次郎の社会教育概念 「社会」を教育する「教育」

山名と佐藤は社会を教育対象とする点で一致し、その意味で「『社会』社会教育論」の系に属す。しかしながら山名次郎の社会教育の概念は、「『社会』による『社会』の教育＝社会の自己教育」と表現するのが適切であるし、佐藤善次郎のそれは、「『社会』を教育する『教育』」と表現するのが適切である。つまり両者は微妙に異なっている。

山名は、「然らば如何なるもの之を社会教育と称するやと云へば社会教育とは国家教育に対するの名称」¹⁵⁾であると述べ、佐藤は、「予が社会教育と謂ふは学校教育に対する名称にして社会其物を教育し知識道徳を高めんと云ふにあるなり」¹⁶⁾と主張した。つまり、山名が社会教育を「国家教育」に対置したのに対して、佐藤は「学校教育」に対置した。これは両者が一線を画す要点である。

山名のいう国家教育は普通教育＝義務教育＝小学校教育＝学校教育である。他方、佐藤のいう学校教育が如何なる段階のそれであるかは定かでないが、山名と同様に普通教育＝義務教育＝小学校教育を指していると思われる。さらに、「教育の目的を達せんとするには二面の教育機関を具へざるべからず一は学校教育機関（国家教育機関）にして一は社会教育なり」¹⁷⁾と述べて、山名同様に学校教育を国家教育（機関）と言い換えてもいる。このように佐藤は山名とほぼ同様のものをイメージしながら、しかし、山名が「国家教育」に対置した社会教育をあえて「学校教育」と対置させたところに、佐藤の山名からの離脱と独自性の確立への意志を見て取ることができるように思われる。

改めて、山名が社会教育の概念内容に触れていると思われる箇所をいくつか引用し、山名のいう「社会」の意味を探ることにしよう。

- * 「社会教育なる一主義を以て政府が干涉督責するの手續を除ぶくにあらざれば真に教育普及の実行を見ること能はざるのみならず教育学なるものはこの一主義を加ふるにあらざれば未だ以て完全なるものと云ふこと能はず然らば如何なるもの之を社会教育と称するやと云へば社会教育とは国家教育に対するの名称」である¹⁸⁾。
- * 「社会は勢力を得ると共に放漫自姿所謂社会的圧制を行ふものとせば此社会を薰陶教化する為めには社会自身に教育を修めしめ併せて普通教育の普及上進を図るが為に社会をして充分の補助協力を為さしむるは今日の時世に於いて欠くべからざるの必要にして即ち社会教育主義の行はるゝと否とは正に国家教育学校教育の効力をして多少ならしむる所以なりと云ふべし」¹⁹⁾。
- * 「社会教育の現時に於いて効用を顕す所は国家教育の必要として示せし其教育の方針を社会自ら実行して国家教育の及ばざるところを輔翼するに在り」²⁰⁾。

山名は、「政府」「国家」とは異なる存在として「社会」を位置づけ、しかも「政府が干涉督責するの手續を除ぶく」ために、あるいは「普通教育（国家の行う教育＝国家教育＝筆者）の普及上進を図るが為に社会をして充分の補助協力を為さしむる」行為主体として「社会」を位置づけているのである。つまり、教育対象としての社会は当然のこととして、山名がことさらに注目したのは、社会を教育する行為主体として社会が登場すること、それこそが社会教育であった。その意味で山名の社会教育は、「社会」による「社会」の教育＝

「社会の自己教育」というのが適切だと思うのである。

これに対する佐藤善次郎の見解は、社会教育を「国家教育」ではなく「学校教育」に対置させるものであった。山名を強く意識していたと推察される佐藤が、山名のいう「国家教育」ではなく「学校教育」に社会教育を対置させたねらいは何であったのであろうか。佐藤の社会教育に関する説明にも耳を傾けてみよう。

- * 「前時代の思想を後時代に伝ふるを以て唯一の目的として立てるものは学校にして之に入るものは児童なり蓋し児童は最も教へやすくまた教へて最も有望なるものなれば後時代を作るには勿論主として之によらざるべからず国家の教育機関は主として之が為に存在するものなり即ち完全なる社会を形成し相互に幸福を享けんとするには之を組織する人間がまず完全ならざるべからずされども完全なる人は不完全なる社会に於いて出現すべきものにあらざれば其前に或は少なくとも同時に完全なる社会を要するなり」²¹⁾。
- * 「教育の目的を達せんとするには二面の教育機関を具へざるべからず一は学校教育機関（国家教育機関）にして一は社会教育なり」²²⁾。
- * 「社会教育は或いは輿論教育環象教育など云ふべきもにして予は其環象の如何なる処に社会を害すべき原因が伏在するか如何にせば之を除くを得べきか又如何なる方法を用ふれば善良となり進歩すべきか又児童に対して如何に影響するかを考究せんとす」²³⁾。

佐藤の場合、山名が強くこだわった「国家」という行為主体と並ぶあるいはそれを補翼する行為主体・教育主体としての「社会」への言及はほとんどない（佐藤も山名の影響を受けて、例えば次のように、「社会教育 = 社会の自己教育」をちらつかせる場面も見られるが、その姿勢を一貫してはいない。「欧米諸国は」「万能を政府に求めずして社会自ら教育せんとし」、「之を我が国に徴するも貧民学校感化院書籍館禁酒会矯風会等起りて或いは社会の知徳を高めんとし或は哀れむべき貧児をして教育の恩澤に浴せしめ或いは社会の危険となるべきものを教育改良し」²⁴⁾「斯くて善良なる輿論を喚起し社会の知識道徳を高むる時は国家教育事業も之が為に完全なる効果を収むる」²⁵⁾。佐藤が「社会」に対置したものは「児童」あるいは「児童個々人」であった。つまり特定の児童生徒個々人の教育に携わる学校教育に対して、社会教育は「社会」を教育対象とする教育であるところにその独自性を持つのであって、その社会を教育する主体は国家であっても「社会」であっても佐藤にとってはどちらでもいいことだったのである。ここに同じく「『社会』社会教育論」であっても、佐藤社会教育論が山名と決定的に異なる要点があるのである。

労働者・貧民対策としての社会教育

もう一点、佐藤が山名と大きく異なることがある。それは、佐藤が山名以上に強くそして明確に、ソシアリズムや労働者・貧民に対する対策として社会教育の必要性を考えていたことである。

山名社会教育論は、「学校教育」が特段の重みをもって位置づけられている。即ち、明治政府が力を注いでいる普通教育 = 学校教育 = 小学校教育の普及を側面支援するものとして

社会教育という新しい教育は位置づけられている。日本という国家を、経済的に富ませ、軍事的に強大にするための要件として考える普通教育 = 小学校教育を、短期間に広く深く普及させる一手段として山名が新しく創造した教育が、社会教育であったからである。

山名は、児童の小学校への就学状態に注目して、「就学している児童」、「家計が貧しいがために就学できない児童」、「生計に差し支えないにもかかわらず学問は士人以上という旧習にしばられて就学しない児童」の3型に児童を分類した上で、それぞれの児童のタイプに応じた3種類の小学校教育の普及のための方法 = 社会教育の方法を主張する。

のタイプは「社会」を「教育と背馳する所なからしむ」る方策である。のタイプは前者に加えて社会教育施設を整備する方策である。のタイプについては不明瞭であるが、基本はのタイプと同じく「社会」を「教育と背馳する所なからしむ」ることであったとみてよいであろう²⁶⁾。

もちろん山名もソシアリズムの弊害とその改善・解消のために社会教育という新しい教育を特立・創造する必要性も強調している。貧者を無教育のまま「放置して其為すに任ず時は小人窮すれば乱するの常にして必ず世に毒害を流すに至ること必然」なり²⁷⁾。「徒党を組んで大に貧富懸隔の弊を説き財産分配の公平ならざるを論じ」るソシアリズム²⁸⁾が「欧米に顕れ」²⁹⁾、日本にも遠からず押し寄せてくる可能性を山名は憂いた。しかし山名は「貧者(の社会)」それ自身を、「小人(の社会)」それ自体を社会教育の対象とはせず、彼らの子弟に焦点を当てて次のように主張する。「経済的貧困による未就学児童」に対する教育対策は、就学の奨励。就学児童の場合と同様に社会生活の形成力を小学校教育と一致させること。さらに加えて、例えば、「博覧会」「公園」「書籍館」といった学校とは異なる教育施設を設けることによって、「社会の組織をして学校に昇らずして教育の徳澤に浴せしむるの道を講ずる」³⁰⁾ことを強調した。

このように、山名は、社会が社会を教育することによって得られる効果 = 社会教育の教育目的を、普通教育 = 小学校教育の普及に収斂していくのである。

これに対して、佐藤善治郎の場合はどうであったのだろうか。

佐藤は「社会教育の事たる特り学校教師に対して必要とするのみならず苟も世に立ち人を救い此社会をして幸福安寧ならしめんとするものは誰か社会の改良風紀の振肅等の問題を忽せにするものあらんや」³¹⁾と述べて、2つの理由を上げている。第一に、学校教育(それが何れの段階のものであるかの明言はないが、小学校と推察される)の「補足」である。「殊に学校教育は社会の改良を待つこと切にして学校内にて如何に完全なる教育を施すも其社会が悪しければ根底より打破せられて跡なきに至るものなり吾人教育者は学校内部の改良に勤むるのみならず社会の改良にも意を注ぎ内外相待ちて教育の成功を期せざるべからず」³²⁾。第二は、失業・犯罪・家庭不和・政争等様々な社会問題を改善・改良することによって「社会をして幸福安寧」にするためである。維新以来「世の激変に伴ひて労働者の職業を失ひて路傍に苦しむあり罪悪人出獄人の風儀を攪乱するあり上中流社会の腐敗せるあり学生の墮落して世を害するあり往時の厳格なる家庭の制漸く地に墜ち父子兄弟の間猶法廷に争ひ政党の争ひ盛にして犯官抗上の弊風漸く行はれ新聞雑誌の類は或は世に媚び俗に阿り社会裏面の醜態を発きて毒害を社会に流すが如きあり」。「之れ皆社会の知識の程度低くして道德心の健全ならざるによる」³³⁾。

このように佐藤も山名と同様に、社会教育の必要を、「普通教育 = 小学校教育の普及」と

「労働者・貧民対策」の二つに求めた。しかし山名が「普通教育＝小学校教育の普及」に社会教育の必要・目的を収斂していったのとは対称的に、佐藤は「労働者・貧民対策」に、即ち、天皇制国家の強化と維持存続に社会教育の必要・目的を収斂していった。山名が国家富強の要因を普通教育の普及に求めたのに対して、佐藤は国民が「社会国家の為に身を殺すこと」³⁴⁾を求めた。「社会国家の永久維持の為に喜んで」³⁵⁾自己を滅することができる国民あるいはそうした世論の存在を切望した。しかしそうした理想の国家社会を脅かしている元凶がいくつかある。「己に一身一家の生活に余裕あるものなれば進みて社会公衆の福利を増進すべき者にて風俗習慣の因て出づる源泉なれば其責任至大にして上は皇室を奉護し国事に盡瘁し下は貧民労働者の保護と罪悪人の感化当の事をなして社会の幸福を増進すべき義務あるもの」³⁶⁾でありながら、その責任を果たしていない「上中流社会」及び「学生社会」、そして「全社会の治安に連関すること甚だ大なり盗賊、放火、殺人其他の醜行悪徳は多くは此階級より発する」³⁷⁾と指摘する「貧民社会」である。とくに佐藤は、「貧民社会」を「社会主義共産主義の如き破壊主義」の源と見、「予は世の頑固者を厭ふと共に急進者を忌むものなり之を調節して中庸を得るには健全なる上中流社会に求めざるべからず」³⁸⁾と強弁するのであった。

こうした佐藤の国家への傾倒は、教育勅語の制定・浸透期に師範学校に在学し、さらに小学校訓導、高等師範学校入学と、教育勅語を血肉として教師となっていくといったその時代背景に大きな影響を受けている。さらに、すでに指摘したことであるが、佐藤の『最近社会教育法』は、「高等師範学校の在学時代に書かれた卒業論文『社会教育法』」に加筆して出版された。その高等師範に佐藤が入学したのは、日本の国家主義が高揚するきっかけとなった日清戦争の終結の年であったことも影響しているであろう。

佐藤は、「社会は何が為に存在するものなりや」と自問して、雄弁に次のように語っている。

- * 「通常人以上のものは明らかに意識的に其社会国家の永久維持の為に喜んで之をなすなり即ち国に殉ずるとは自己の利害を君父利害国家の利害と対視することなくして自己といふ観念を君父国家と云ふ観念内に埋没せしめ其内心に於いて衝突なしに命を棄つるなり凡て発達したる社会強大なる邦国に於ては其人民は国家社会を重んじ吾を以て其一部分なりと思ひ……」³⁹⁾。
- * 「吾人は五尺の小軀を以て我とせずして社会国家を以て我とし一身の安全を図るが如くに家族の安全を図り家族の安全を図るが如くに社会国家の安全を図らば其精神広大にして常に満腔の希望を持し満足することを得べし」⁴⁰⁾。
- * 「民族間の競争大に発達するものあり斯くて強固なる社会国家を結びて其全体を己自身の如く思へる民族即ち義勇公に報ずる民族は益発達して大となり団結の薄弱なるものは他の民族に敗るゝ……」⁴¹⁾。
- * 「両雄並び立たずして一方は勝ち一方は倒るゝに至るなり現今世界各国中此舞台に立ち争ふべき実力を有する者は欧米諸国と日本及び支那なり之に勝つものは国家社会を隆盛にして幸福を得其血統を永続せしむるを得べく之に敗るものは社会国家を破壊し去られて……（中略）吾人三千年の皇室を戴き大に外国と相對峙せんとするもの深く覚悟せざるべからず」⁴²⁾。

このように、佐藤の社会 = 国家に対する思いは、優勝劣敗・弱肉強食の中の食うか食われるかの状況として認識されたものであった。山名の啓蒙的に近代国家像を描き、学校教育の普及こそが近代国家の基礎と見たのに対して、佐藤が描いた国家像は帝国主義的征服主義的な国家であり、そのために国民を社会的国家的に統合することの必要性を強調することが佐藤の基調であった。そしてこのことが、「社会」を教育する「教育」= 社会教育の目的を「普通教育 = 小学校教育の普及」におくか（山名）、それとも「労働者・貧民対策」におくか（佐藤）の違いをもたらす原因でもあったように思う。

さて、佐藤にとって、社会教育とは、彼が強く厭い忌むところの「社会主義共産主義の如き破壊主義」及び「急進者」である「労働者・貧民 = 貧民社会」をして「中庸」かつ「皇室を戴き大に外国と対峙」する存在に教育するであった。そういう教育であるから大人・成人が主要な教育対象であった。「殊に学校卒業生大人老人の如き社会組成上勢力を有するものに対しては学校教育の力は及ぶべからず之等は書籍宗教の力によるか或は演説会幻燈会を開きて其知徳を増進せざるべからず⁴³⁾」であった。だから児童・生徒個人々人を教育する学校教育では「力は及ぶべからず」であり、直接成人・大人を教育する教育が必要とされたのであり、それを社会教育として特立したのである。

社会学的「社会」への接近

なぜ「社会」が教育対象でなければならなかったのか

それならば、いったい、なぜ、「成人教育」あるいは「『成人』社会教育」として社会教育は構想されなかったのであろうか。

二つの理由が考えられる。一つは、当時、教育の対象は、教育すべきものは児童であって、成人・大人は直接教育すべき対象とは考えられていなかったということである。もう一つの理由は、個人あるいはその総和とは異質の「社会」という存在の発見であり、しかも極めてインパクトの強いものとして教育関係者の間に受けとめられたことである。

日本における社会学は、「明治10年代から30年代にかけてスペンサーやコントの総合社会学が導入され⁴⁴⁾。つまり山名が『社会教育論』を執筆するときにはすでに山名の前に社会学あるいは社会学的「社会」の概念は存在した。しかし『社会教育論』に依る限りでいえば、その著書の中に「社会学」という用語を発見することはできない。従って、山名「社会学」に出会ったのか、出会わなかったのかは不明である。だが、「社会は一個の有機体なるが故に⁴⁵⁾」とか、「社会とは苟も彼是の間に交通して吉凶相ひ救助する者は假令其地は東西離隔し又政府を異にすと雖も総て社会と称することを得べし⁴⁶⁾」といった表現から見て、社会学にそして社会学的「社会」の概念に出会っていたと考えていいであろう。

これに対して佐藤善次郎の場合、社会学あるいは社会学的「社会」の概念と出会っていることは、「近時社会学の発達につれて教育も漸社会的に説かんとするに至りしは至当の変遷なり」。「世人曰く二十世紀は社会学の世なりと然らば今後社会教育の大に重要視せらるべきは火を見るよりも瞭なり⁴⁷⁾」、「社会の起源に関しては社会学の主として研究する所なり⁴⁸⁾」、といった佐藤の言及によって明白なことである。

ところで、佐藤の社会学的「社会」の概念の理解は以下のような内容であった。

* 「吾人は個人のみを以て実在と認めず却て社会を以て実在と認めんとするものな

り」⁴⁹⁾。

* 「社会は個人の結合によりて組織せらるゝものなれども個人各自の生活と社会の生活とは大なる差ありて衆個人の総計は決して社会全体にはあらずして社会てふ性質の中には各個人生活に嘗て知られざる状態の存するあり吾人の知識道徳が斯く完璧に発達し来りたる所以のものは各個人にて能くし得べきものにはあらずして実に此社会各部の関係密接にして後得たるものにて各個人は之を離れて考ふる時は価値なきものなり」⁵⁰⁾。

* 「社会は一種の有機体なり」⁵¹⁾。

こうした佐藤の社会についての理解を通して、我々は佐藤の人間形成あるいは教育に就いての基本的な考え方も知ることが出来る。人間形成・教育には二つある。一つは人間による人間の教育、即ち、学校教育という教師による児童の教育である。もう一つは社会による人間の教育である。前者はすでに着手され進みつつある。しかし後者はまだ十分な認識もされていない。社会によって人間が良くも悪しくもされてしまうのであれば、社会を教育して、あるいは社会を改善・改良・改革して人間にいい影響を与えるものにしなければならない。その「社会」を教育する教育、しかも「学校卒業生大人老人の如き社会組成上勢力を有するものに」対する教育が社会教育であった。

こうした社会学的「社会」の概念は山名も基本的に同一である。しかし佐藤の方がその理解において深く、明快である。その背景には、日本における社会学の発展に加えて教育勅語に象徴される天皇制国家主義の発展があった。

社会教育の方法

「吾人は個人のみを以て実在と認めず却て社会を以て実在と認めんとするものなり」といい、「社会は個人の結合によりて組織せらるゝものなれども個人各自の生活と社会の生活とは大なる差ありて衆個人の総計は決して社会全体にはあらずして社会てふ性質の中には各個人生活に嘗て知られざる状態の存するあり吾人の知識道徳が斯く完璧に発達し来りたる所以のものは各個人にて能くし得べきものにはあらずして実に此社会各部の関係密接にして後得たるものにて各個人は之を離れて考ふる時は価値なきものなり」とまでいいきる佐藤の社会教育方法論は、すでにその概要をここに読みとることが可能である。

* 「一個人の思考する処のものは到底社会世論の範囲内に属するものにて吾人の独立創思せるが如きものも其实社会の世論時代の精神学風などと云ふことに支配せらる」⁵²⁾。

* 「通常の社会に於いては相互の影響によりて或一定せる世論を形成せられ其主張するところに適ふものは社会より賞賛せられ尊敬せられ然らざるものは排斥せられ懲罰せらるゝものなり世に社会の賞罰あるいは社会の制裁と云ふもの之れなり」⁵³⁾。

* 「士人にして破廉恥の行為あれば割腹して死するが如きは社会制裁の甚だ強かりしを察すべし社会教育の振否には時勢の隆替民心の弛緩繋れりと云ふべし」⁵⁴⁾。

こうした「社会」認識に基づいて、次のような社会教育の方法が導き出されてくる。

「社会の世論をつくり世人を賞罰褒するは新聞雑誌に及ぶものなし」⁵⁵⁾。即ち、「社会を教育する」第一の方法は「新聞雑誌」を用いることである。第二に「彰善」と「招魂祭紀記念碑頌徳碑の建立」⁵⁶⁾。であり、第三に、衆目の集る「志士の自立」である。そしてさらにこれらにくわえて、「神社、宗教、博物館、書籍館、公園、通俗談話会、歌謡、音楽、小説及び諸種の興業物」⁵⁷⁾をあげている。

おわりに

山名に比べれば「学校教育と社会教育」の関係についての言及は少ないが、「教師と社会教育」の関係についての言及ははるかに多い。

- * 「小学校教師が村民の会合などの時語るべきの話の如きは熟考の余に出最も公平にして最も強力ならざるべからず」⁵⁸⁾。
- * 「学校教師は機をはかりて児童を引率して神社に詣し其祭神の社会国家に尽くせし功績を語るべきなり」⁵⁹⁾。
- * 公園にて、「学校教師僧侶其他村内の有識者も会して有益なる談話をなさば其利益莫大ならん」⁶⁰⁾。
- * 「現今夏期講習会など地方に行われて地方小学校教師をして新知識を得しむる様になりたるは国家の慶事と称すべきなり」、「高等なる学校教師の如きは閑に乗じて地方に往き學術を地方に撒布すべきなりまた高等なる学校の学生の如きも休暇の際には地方の人に接して其所学を伝へ併せて地方人士の意見も聴きて見識を広めたらん」⁶¹⁾。
- * 「小学の教師は其地方村落にて人の仰ぐ処となるものなれば其学校にて尽くすことの外に其町村内の人民のためにも知識學術徳行の源泉とならざるべからず即ち学校教育の外に社会教育をなさざるべからず之れ決して特別なる事業にあらずして学校教育を完からしむる方便ともなるなり学校にては父兄懇話会など開きて家庭との連絡を付け併せて社会教育に応用するが如きはよきことなりと云ふべし其他教師は三大節証書授与式等の席上等に於て其所説を吐くは町村内の為に大なる効果をなすものなり又幻灯会を開きて男女老弱を集めて談話するが如きは其利益莫大なりと云ふべし又教育会を開きて教員相会せる時は其前半を以て教師間のことを挙行し後半を以て廣く町村内の人を集めて教師交々演説するが如きあらば其益大ならん」⁶²⁾。
- * 教師は「社会国家を組成せる凡ての要素に就きて其性質變遷を略研究し進んで之等の要素の相互の関係を明らかにし又更に之等要素の総合的性質を研究すべし」⁶³⁾。
- * 「教育者は単に学校の教育者にあらずして社会の教育者社会の標準者を以て自ら任ぜざるべからず故に教場のみが其事業をなす場所にあらず天下至る所事業場なり」。「種々の社会教育方法に注意し廣く眼界を配り社会を救済し萬衆の幸福を増進するに勉むれば教育者の天職茲に完きを得たるものと云ふべし」⁶⁴⁾。

このように、教師を「『社会』の教育者」「『社会』の標準者」とみなし、「社会」を教育する主体（社会教育の主体）として教師を高く評価している点も興味深い。学校教育と不可分の関係をもって出発しながら学校教育から社会教育が離れていく過程・論理を知る上でも興味深い。しかしこれについては別の機会に検討したい。

<注>

- 1) 小川・片岡「山名次郎著『社会教育論』」(小川・新海編『社会教育基本文献資料集成・別巻・近代日本社会教育の探求』、大空社、1992年、p. 40)。
- 2) 大槻宏樹「近代社会教育論の展開過程」(全日本社会教育連合会『社会教育論者の群像』、1983年、p. 366)。
- 3) 小川・片岡「同上」、p. 50。
- 4) 大槻「同上」、p. 365。
- 5) 山名次郎の社会教育論の特徴等については、拙稿『山名次郎の社会教育論 「社会」と「学校」の関係を中心に』(弘前大学教育学部紀要・第79号、1998年)を参照していただきたい。
- 6) 石堂 豊「佐藤善次郎」(全日本社会教育連合会『社会教育論者の群像』、1983年、p. 49)。
- 7) 大槻「同上」、p. 365。
- 8) 佐藤善治郎『最近社会教育法』(小川・新海編『社会教育基本文献資料集成・第一巻・社会教育論の源流』所収、大空社、1991年、緒言)。
- 9) 佐藤「同上」、p. 2。
- 10) 山名次郎『社会教育論』(小川・新海編『社会教育基本文献資料集成・第一巻・社会教育論の源流』所収、大空社、1991年、p. 12)。
- 11) 山名「同上」、p. 16 17。
- 12) 佐藤「同上」、p. 5。
- 13) 佐藤「同上」、p. 38 39。
- 14) 佐藤「同上」、緒言。
- 15) 山名「同上」、p. 12。
- 16) 佐藤「同上」、p. 2。
- 17) 佐藤「同上」、p. 35。
- 18) 山名「同上」、p. 12。
- 19) 山名「同上」、p. 15 16。
- 20) 山名「同上」、p. 18。
- 21) 佐藤「同上」、p. 34。
- 22) 佐藤「同上」、p. 35。
- 23) 佐藤「同上」、p. 35。
- 24) 佐藤「同上」、p. 38 39。
- 25) 佐藤「同上」、p. 39。
- 26) 山名「同上」、p. 25 35。
- 27) 山名「同上」、p. 27。
- 28) 山名「同上」、p. 28。
- 29) 山名「同上」、序。
- 30) 山名「同上」、序。
- 31) 佐藤「同上」、緒言。
- 32) 佐藤「同上」、p. 148。
- 33) 佐藤「同上」、p. 4。
- 34) 佐藤「同上」、p. 26。
- 35) 佐藤「同上」、p. 27。
- 36) 佐藤「同上」、p. 53。
- 37) 佐藤「同上」、p. 75。

- 38) 佐藤「同上」 p. 54。
- 39) 佐藤「同上」 p. 27。
- 40) 佐藤「同上」 p. 29。
- 41) 佐藤「同上」 p. 48。
- 42) 佐藤「同上」 p. 49 50。
- 43) 佐藤「同上」 p. 3。
- 44) 杉之原寿一編『現代批判の社会学』、汐文社、1968年、p. 22
- 45) 山名「同上」 p. 21。
- 46) 山名「同上」 p. 17。
- 47) 佐藤「同上」 緒言。
- 48) 佐藤「同上」 p. 6。
- 49) 佐藤「同上」 p. 11。
- 50) 佐藤「同上」 p. 11 12。
- 51) 佐藤「同上」 p. 14。
- 52) 佐藤「同上」 p. 143。
- 53) 佐藤「同上」 p. 144。
- 54) 佐藤「同上」 p. 147。
- 55) 佐藤「同上」 p. 149。
- 56) 佐藤「同上」 p. 152 155。
- 57) 佐藤「同上」 p. 159。
- 58) 佐藤「同上」 p. 175。
- 59) 佐藤「同上」 p. 161。
- 60) 佐藤「同上」 p. 167。
- 61) 佐藤「同上」 p. 179。
- 62) 佐藤「同上」 p. 180。
- 63) 佐藤「同上」 p. 184。
- 64) 佐藤「同上」 p. 186 187。

現代の福祉・医療問題と生涯学習の課題

「介護」の方法・在り方を中心に（県内3町における実態調査「第二報」）

弘前大学生涯学習教育研究センター

高嶋 一敏・藤田 昇治・佐藤 三三

はじめに

高齢社会を迎える中、地域住民の健康・生活課題の様々な角度からの検討にせまられている。我々は昨年度から地域住民への生涯学習推進の立場から、大学の蓄積した研究成果を還元する方法・内容を明らかにする目的で、県内の3町において「介護」の方法・在り方を中心に実態調査を行っている。昨年度の「第一報」に続き、今回はその「第二報」を報告する。

対象および方法

調査地域は昨年度と同様、川内町、田子町、深浦町の県内3町である。今回の対象は介護者（昨年度の聞き取り調査実施者以外） 保健協力員、行政担当者（保健婦、及び同方面担当経験者等を含む：その選択は各町に一任）であり、他にホームヘルパーからの直接聞き取り調査を実施したがこちらについては別記したので本文では割愛する。

今回の方法はいずれもアンケート方式（アンケート用紙は表1、表2、表3）を用いた。

表1 介護に関するアンケート調査

<p>このたび、弘前大学生涯学習教育研究センターでは、地域の福祉・医療や生活学習に関する調査を実施することになりました。とりわけ、「介護」をめぐる問題は、衆議院を「介護保険法」が通過した直後であり、また、高齢社会の在り方を考える上でも重要な課題となっています。</p> <p>つきましては、皆様の現状や率直なご意見を教えていただきたいと思います。</p> <p>なお、これは学術的調査であり、その結果等を発表する場合にも、決して個人のプライバシーを侵害することはありません。</p> <p>弘前大学生涯学習教育研究センター</p> <p>「介護をしている方」にお聞きします。</p> <p>1. あなたの職業についてお聞きします。現在の職業は次のどれですか。複数ある場合にはいくつでも を、その中で主なものを をつけてください。</p> <p>なお、現在無職でも、5年以上就職した経験のあるものに と をつけてください。</p> <p>無 職 主婦・家事手伝い</p>	<p>農 業 漁 業 商 業 会社員</p> <p>(1)職種は次のどれですか (イ、事務 口、製造業 ハ、サービス業 二、その他)</p> <p>(2)どのような立場でしたか (イ、管理職 口、一般職員 ハ、その他)</p> <p>教 員 (イ、保育所・幼稚園 口、小学校 ハ、中学校 二、高校 ホ、大学 へ、その他)</p> <p>公務員 パート その他</p> <p>2. 年齢は次のどれですか。あてはまるものに1つ をつけてください。</p> <table><tr><td>10代</td><td>20代</td><td>30代</td><td>40代</td></tr><tr><td>50代</td><td>60代</td><td>70代</td><td>80代</td></tr></table>	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
10代	20代	30代	40代						
50代	60代	70代	80代						

90代 その他

3. 性別をお聞きします。あてはまるものに1つをつけてください。

男 女

4. 現在あなたが介護している人はどのような関係の人ですか。

配偶者 (両)親
配偶者の(両)親 子ども
その他

5. 介護の内容としてあなたが行っているものすべてにをつけてください。

買い物や役場の用事その他を代行する
食事の用意・食事の介助・後片付けをする
入浴の介助を行う
身体を拭く
ひげを剃る・散髪を行う・洗顔を介助する
掃除・洗濯を行う
排便の介助を行う
排便の後始末を行う
体位交換を行う

その中でヘルパーやボランティア、民間の企業・サービス等に代替してほしいものにはをつけてください。

6. 介護をするようになったことで、それまでの生活が変化しましたか。次の中から1つだけをつけてください。

仕事を辞めた
仕事を変えた
住宅を改築した
その他

7. 介護をするようになったことで、現在心配なこと・困っていることがありますか。あてはまるものすべてにをつけてください。

介護をすることで腰痛その他健康に支障が生じてくる
家事や育児・子供の養育を十分やりきれない
買い物その他の用事で外出しにくい
自分の時間が持てない
ストレスを感じる
家族の団らん・レジャーの時間がとりにくい
家族の協力が十分でない
親戚の協力が十分でない
行政のサービスが充分でない

経済的な支出が増加するのではないかと不安である

8. 介護をしていて、もっと知りたいと思っていることは何ですか。あてはまるものすべてにをつけてください。

介護のやり方についてもっと知りたい
行政のサービス体制(公的扶助・ボランティア・ヘルパー・特別養護施設の入所条件等)についてもっと知りたい。
栄養や運動・健康に関する知識をふやしたい
その他

9. あなたが介護される立場になったとしたら、あなたはどこで介護してもらいたいですか。次の中からあてはまるもの1つを選んでください。

自宅 公共施設 民間施設
病院 その他

10. あなたが介護される立場になったとしたら、あなたは誰に介護してもらいたいですか。次の中からあてはまるものを1つを選んでください。

配偶者 両親 子ども
子どもの配偶者 家政婦
ホームヘルパー その他

11. 近く導入される予定の介護保険についてお聞きします。あなたは内容をご存知ですか。

よく知っている
いくらか知っている
聞いたことがある程度
まったく知らない

12. あなたは自分の健康についてはどのように感じていますか。

まったく健康である
通院はしていないがなんとなく自信がない
現在通院中である

13. あなたは自分では健康や医療に関する知識を持っていますか。

だいたい持っている
いくらかはあるが自信がない
まったく自信がない

14. あなたは普段、本、新聞、雑誌の記事やテレビ番組などで栄養・健康・医療に関する知識を得るようにしていますか。

積極的に読んだり視聴するようにしている

気がむいたとき読んだり視聴したりするよ
うにしている
あまり読んだり視聴することはない
ほとんどない

15. あなたは栄養・健康・医療に関する知識を得
る機会が充分提供されていると思いますか。
充分だと思う
それなりに提供されていると思う
あまり提供されていない
ほとんど提供されていないと思う

表2 介護に関するアンケート調査

このたび、弘前大学生涯学習教育研究センター
では、地域の福祉・医療や生活学習に関する調査
を実施することになりました。とりわけ、「介護」
をめぐる問題は、衆議院を「介護保険法」が通過
した直後であり、また、高齢社会の在り方を考え
る上でも重要な課題となっています。

つきましては、皆様の現状や率直なご意見を教
えていただきたいと思います。

なお、これは学術的調査であり、その結果等を
発表する場合にも、決して個人のプライバシーを
侵害することはありません。

弘前大学生涯学習教育研究センター

「保健協力員の方」にお聞きします。

1. あなたの職業についてお聞きします。現在の
職業は次のどれですか。複数ある場合にはいく
つでも を、その中で主なものを をつけてく
ださい。

なお、現在無職でも、5年以上就職した経験
のあるものに と をつけてください。

無 職

主婦・家事手伝い

農 業

漁 業

商 業

会社員

(1)職種は次のどれですか

(イ、事務 口、製造業

ハ、サービス業 二、その他)

(2)どのような立場でしたか

(イ、管理職 口、一般職員

ハ、その他)

教 員

(イ、保育所・幼稚園 口、小学校

ハ、中学校 二、高校 ホ、大学

へ、その他)

公務員

パート

その他

2. 年齢は次のどれですか。あてはまるものに1
つ をつけてください。

10代 20代 30代 40代

50代 60代 70代 80代

90代 その他

3. 性別をお聞きします。あてはまるものに1つ
をつけてください。

男 女

4. 協力員になった動機についてあてはまるもの
に1つ をつけてください。

自分から希望して

周囲の知人等から勧められて

行政からの要請で

その他

5. 協力員になってからの期間についてあてはま
るものに をつけてください。

1年未満 1～5年 5年以上

6. 協力員になって

・良かったことを1つだけお書きください。

()

・不満なことを1つだけお書きください。

()

・行政に望むことを1つだけお書きください。

()

・地区住民に望むことを1つだけお書きくだ
さい。

()

・医師あるいは医療側に望むことを1つだけ
お書きください。

()

・地域住民の健康あるいは健康保持について最も大事と思われることを1つお書きください。

()

7. 協力員からみて町の保健・福祉行政についてどう思いますか。あてはまるものに1つだけをつけてください。

大変うまくいっていると思う
まずまずうまくいっていると思う
少し不満である
きわめて不満である

8. あなたから見て健康や福祉についての情報が地区住民にうまく伝わっていると思いますか。あてはまるものに をつけてください。

うまく伝わっている
まずまず伝わっている
あまり伝わっていない

9. あなたから見て健康や福祉についての学習する機会が住民に良く提供されていると思いますか。あてはまるものに をつけてください。

よく提供されている
それなりに提供されている
あまり提供されていない

10. あなた自身の研修の機会についてあてはまるものに をつけてください。

充分である
もう少し多くしてもらいたい
ほとんどない

11. 今後の研修の機会に希望することを1つお書きください。(内容、場所、期日、その他何でもかまいません。)

()

12. 協力員として介護の現場を見て最も不足していると思われることを1つお書きください。

()

13. 自分自身介護を抱えていますか。あてはまるものに をつけてください。

抱えている
近い将来抱えそうな気配がある
現在のところその心配はない

14. 自分自身が介護される立場になったときにどこで介護を受けたいですか。あてはまるものに1つ をつけてください。

自宅 公的施設
民間施設 病院

15. 自分自身が介護される立場になったときに誰に介護を受けたいですか。あてはまるものに1つ をつけてください。

配偶者 両親 子ども
子どもの配偶者 家政婦
ホームヘルパー その他

16. 近く導入される予定の介護保険についてお聞きします。あなたは内容をご存知ですか。

よく知っている
いくらか知っている
聞いたことがある程度
まったく知らない

17. あなたは自分の健康についてはどのように感じていますか。

まったく健康である
通院はしていないがなんとなく自信がない
現在通院中である

18. あなたは自分では健康や医療に関する知識を持っていますか。

だいたい持っている
いくらかはあるが自信がない
まったく自信がない

19. あなたは普段、本、新聞、雑誌の記事やテレビ番組などで栄養・健康・医療に関する知識を得るようにしていますか。

積極的に読んだり視聴するようにしている
気がむいたときに読んだり視聴したりするようにしている
あまり読んだり視聴したりすることはない
ほとんどない

20. あなたは栄養・健康・医療に関する知識を得る機会が充分提供されていると思いますか。

充分だと思う
それなりに提供されていると思う
あまり提供されていない
ほとんど提供されていないと思う

21. 現在のようなシステム(保健協力員をおく)について、あてはまるものに1つ をつけてく

ださい。

大変良いシステムと思う
まずまず役に立っていると思う
現在のところはこれで仕方がないと思うが
いずれは違うシステムを考えた方が良く
思う。
あまり役に立っていないので早く違うシ
ステムにした方が良く思う。

22. 現在の保健協力員という仕事について、あて
はまるものに1つ をつけてください。

このまま続けたい
できるならやめたい
できるだけ早くやめたい
どちらとも言えない

23. あなた自身の生涯学習を考えると希望する
ことは何ですか。何でも思うところをお書きく
ださい。(内容、方法、その他)

[]

表3 介護に関するアンケート調査

このたび、弘前大学生涯学習教育研究センター
では、地域の福祉・医療や生活学習に関する調査
を実施することになりました。とりわけ、「介護」
をめぐる問題は、衆議院を「介護保険法」が通過
した直後であり、また、高齢社会の在り方を考え
る上でも重要な課題となっています。

つきましては、皆様の現状や率直なご意見を教
えていただきたいと思います。

なお、これは学術的調査であり、その結果等を
発表する場合にも、決して個人のプライバシーを
侵害することはありません。

弘前大学生涯学習教育研究センター

「行政を担当している方」にお聞きします。

1. 年齢は次のどれですか。あてはまるものに1
つ をつけてください。

10代 20代 30代 40代
50代 60代 70代 80代
90代 その他

2. 性別をお聞きします。あてはまるものに1つ
をつけてください。

男 女

3. 現在の所属(お立場)を記入してください。

[]

4. 現在の所属になって通算何年ですか。あては
まるものに をつけてください。

1年未満 1年以上~2年未満
2年以上~3年未満
3年以上~4年未満 5年以上

5. 介護者への対応について、あてはまるものに
1つ をつけてください。

現在で充分である
まだまだ充分とはいえない
きわめて不十分で早急な是正が必要

6. 要介護者への対応について、あてはまるもの
に1つ をつけてください。

現在で充分である
まだまだ充分とはいえない
きわめて不十分で早急な是正が必要

7. 介護問題について行政として現在もっとも速
やかに対応しなければならないことは何です
か。1つだけお書きください。

[]

8. 介護問題について、担当者として今一番困っ
ていることは何ですか。1つだけお書きくださ
い。

[]

9. 担当者として、

・県あるいは国当局に希望することを1つだ
けお書きください。

[]

・医療サイドに望むことを1つお書きくださ
い。

[]

・介護者、要介護者サイドに望むことを1つ

お書きください。

()

10. 介護保険導入に際して自分自身もっとも懸念されるとおられることを1つだけお書きください。

()

11. あなたが介護される立場になったら、あなたはどこで介護してもらいたいですか。次の中からあてはまるもの1つ選んでください。

自宅 公共施設 民間施設
病院 その他

12. あなたが介護される立場になったら、あなたは誰に介護してもらいたいですか。あてはまるものを1つ選んでください。

配偶者 両親 子ども
子どもの配偶者 家政婦
ホームヘルパー その他

13. あなたは自分の健康についてはどのように感じていますか。

まったく健康である
通院はしていないがなんとなく自信がない
現在通院中である

14. あなたは自分では健康や医療に関する知識を持っていますか。

だいたい持っている
いくらかはあるが自信がない
まったく自信がない

15. あなたは普段、本、新聞、雑誌の記事やテレビ番組などで栄養・健康・医療に関する知識を得るようにしていますか。

積極的に読んだり視聴するようにしている
気がむいたとき読んだり視聴したりするようにしている
あまり読んだり視聴することはない
ほとんどない

16. あなたは栄養・健康・医療に関する知識を得る機会が充分提供されていると思いますか。

充分だと思う
それなりに提供されていると思う
あまり提供されていない
ほとんど提供されていないと思う

17. 住民への健康・福祉に関する啓蒙活動について、あてはまるものをつけてください。

充分に実施している
もう少し機会を多くしたい
不充分なのでできるだけ機会を増やすつもりでいる

18. 住民へ各種の学習機会を提供する時に、今一番困っていることを1つお書きください。

()

19. 自分自身の研修機会についてあてはまるものをつけてください。

充分である
幾分不足している
まったく不足している

20. 研修内容についての希望を1つだけお書きください。

()

21. 現在の健康・福祉行政について担当者として最も希望することを1つだけお書きください。

()

22. あなた自身の生涯学習を考えると希望することは何ですか。何でも思ったことをお書きください。(内容、方法、その他)

()

表4 介護者地域別・年代別一覧

年 齢	川 内	深 浦	田 子	合 計
30 代		1		1
40 代		3	2	5
50 代	3	1	1	5
60 代	5	3	6	14
70 代	2	4	3	9
合 計	10	12	12	34

表5 保健協力員地域別・年代別一覧

年 齢	川 内	深 浦	田 子	合 計
10 代	1			1
20 代	2			2
30 代	7	2	2	11
40 代	7	21	12	40
50 代	11	24	16	51
60 代	11	15	3	29
70 代		1		1
合 計	39	63	33	135

表6 行政担当者地域別・年代別一覧

年 齢	川 内	深 浦	田 子	合 計
20 代	3	4	7	14
30 代	6	5	2	13
40 代	16	6	9	31
50 代	9	4	5	18
合 計	34	19	23	76

表7 介護者地域別・年代別一覧（平成9、10両年度合計）

年 齢	川 内	深 浦	田 子	合 計
20 代			1	1
30 代		1	1	2
40 代	7	6	3	14
50 代	8	3	10	21
60 代	13	14	19	46
70 代	6	11	15	32
80 代			3	3
無回答		2		2
合 計	32	37	52	121

注) 夫婦2人で行っている2家族を含む

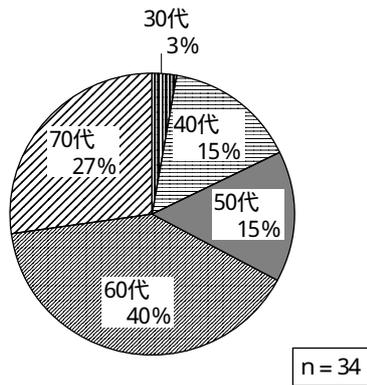


図1 年齢(介護者)

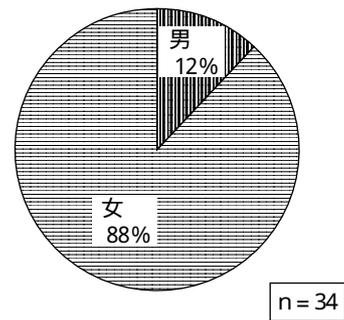


図2 性別(介護者)

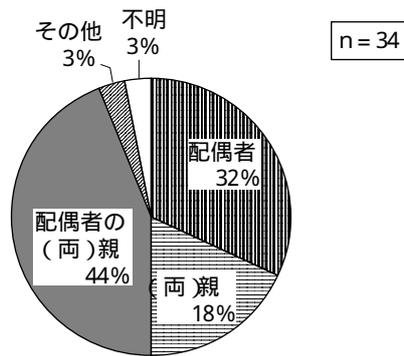


図3 要介護者との関係(介護者)

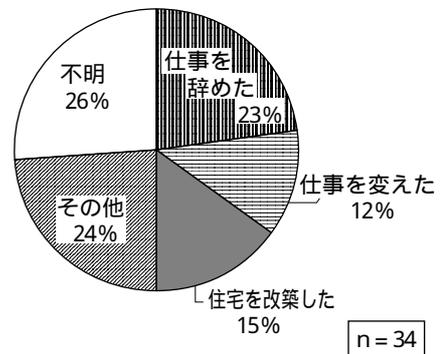


図4 生活の変化(介護者)

結 果

全体の回答数は が34名、 が135名、 が75名であり、それぞれの地域別・年代別一覧は表4、表5、表6の通りである。また今回 については昨年度調査の補充の意味合いが濃いことから、両年度合わせた結果を参考までに表7に示す(両年度で重複するものはなく、昨年度単独の報告については平成9年度本センター年報に掲載済み)。介護者の年代については昨年度の調査で認めた80代はなく、その他比較的各年代に分散しているものの、やはり高齢化傾向は否めず、両年度合計のもので一層明らかである。 については40代、50代を中心に各年代での活動を認め、川内町での10代1名、20代2名の存在が特記された。

については3町とも結果として20代から50代まで、その分布のバランスの良さが目立った。

1) 介護者

前述した如く、年代については60代以上が約2/3を占め(図1)依然として高齢者による介護が中心であった。性別ではやはり女性が圧倒的に多く(図2)、要介護者との関係では配偶者の親が約半数(図3)で、昨年度と同様いわゆる嫁に最も大きな負担がかかっていると云える結果であった。また生活の変化については仕事を辞めざるを得なかった人が約1/4を占め、以下住宅を改築した人が15%、仕事を变えた人が12%の順であった(図4)。介護の内容は図5の如く多岐にわたり、図6から入浴の介助が最も大変であることが推測

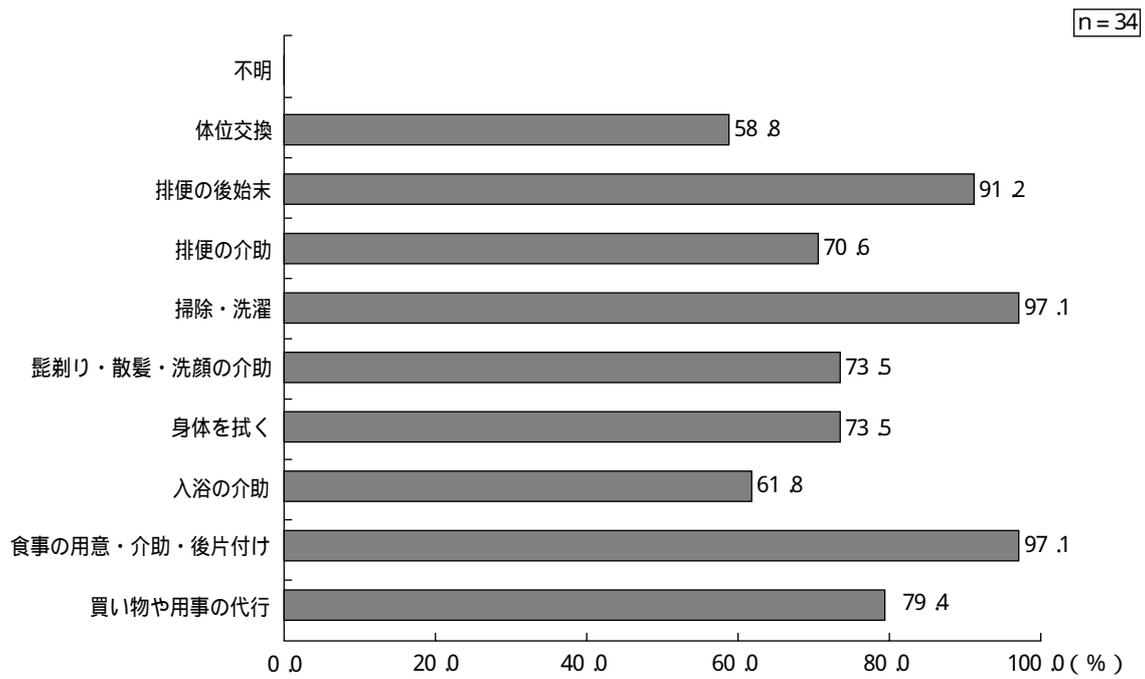


図5 介護の内容（介護者）

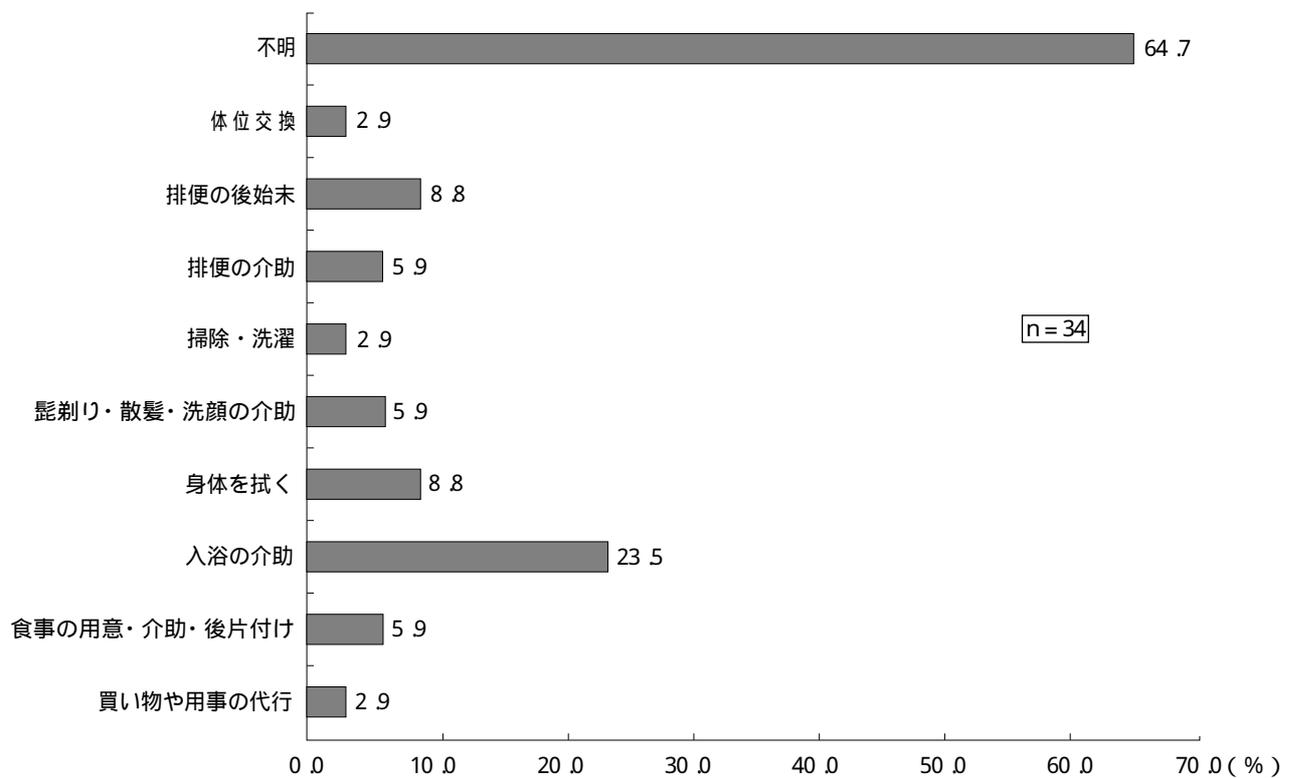


図6 代替してほしい内容（介護者）

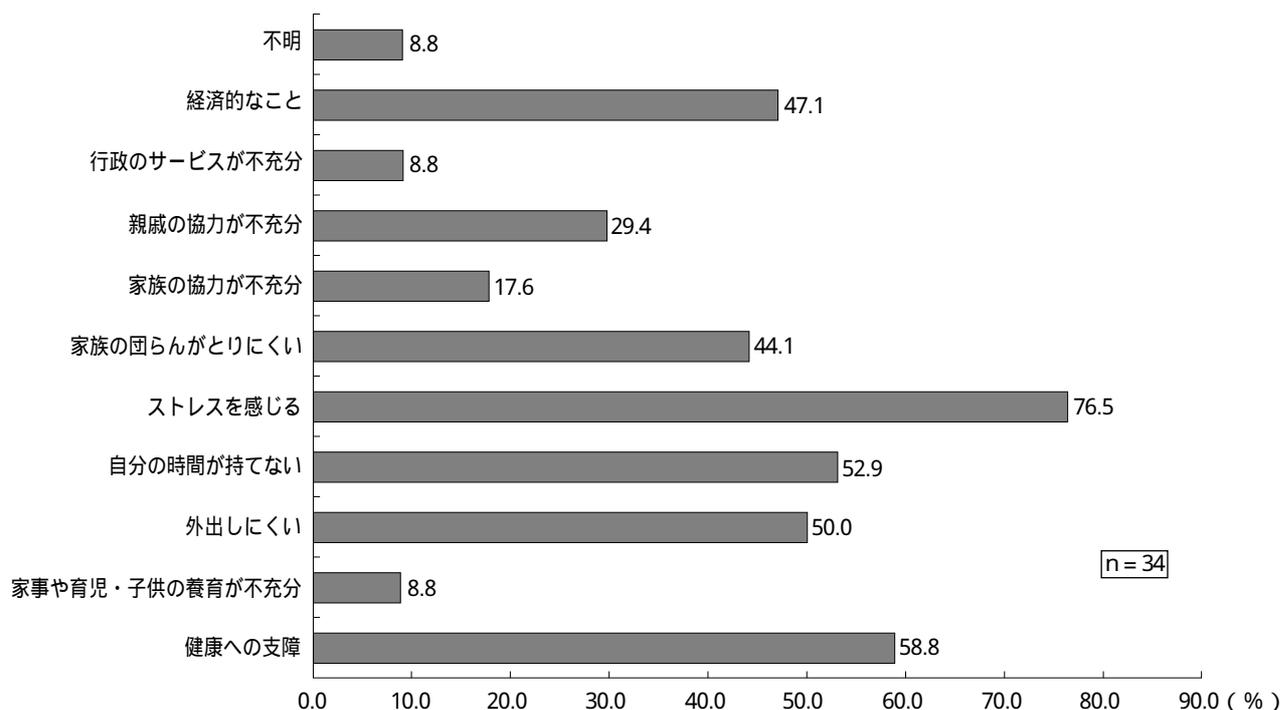


図7 心配な事・困っている事（介護者）

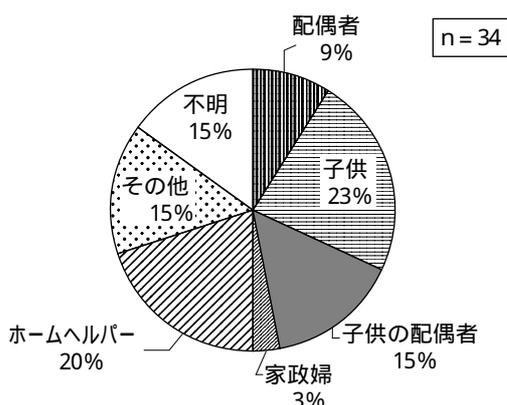


図8 誰に介護を受けたいか（介護者）

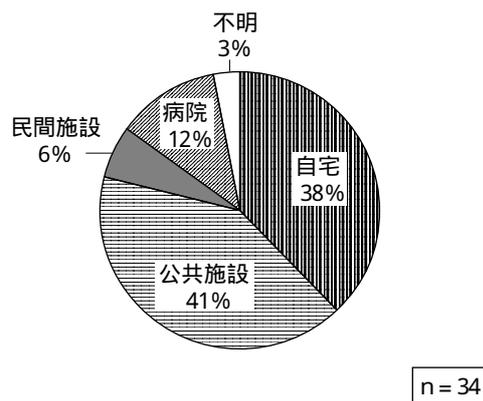


図9 どこで介護を受けたいか（介護者）

された。心配なこと・困っていることについては、主に時間の拘束からくるとされるストレスを多くの介護者が感じていた（図7）のが際立っている。

さらに誰に介護を受けたいか、どこで介護を受けたいかでは、前者では子どもを筆頭に比較的ばらついており、後者では病院を除く公共施設と自宅がそれぞれ約4割を占めた（図8、図9）。

さて介護保険については図10の如くまだまだ理解を示しているとは云えなかった。次に自分の健康についても昨年度と同様、健康と答えた人は約2割に過ぎなかった（図11）。また健康や医療に関する知識に関しては余り自信のない人が大半（図12）を占め、その知識を得る努力を少しでもしているとの回答の人が約7割（図13）その機会の提供についてもそれなりに提供されている、充分提供されているとの回答が約7割を占めた。

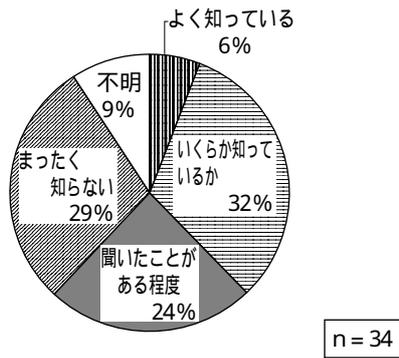


図10 介護保険について（介護者）

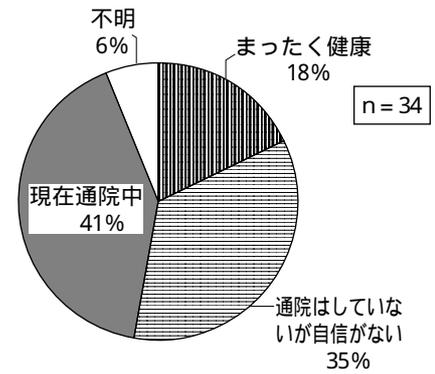


図11 健康（介護者）

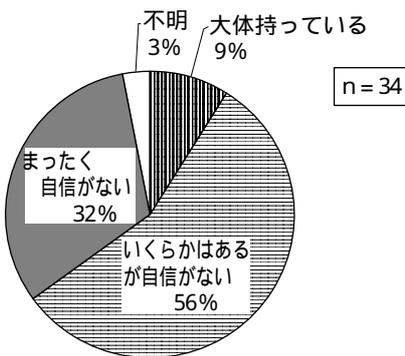


図12 健康や医療に関する知識（介護者）

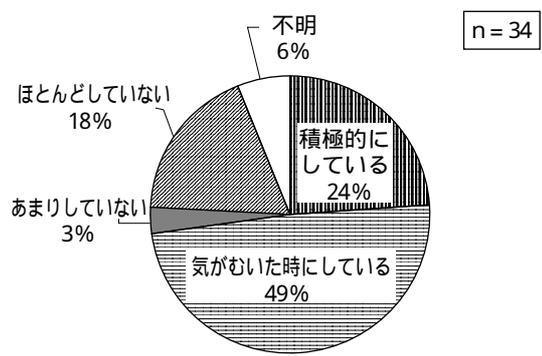


図13 知識を得る努力（介護者）

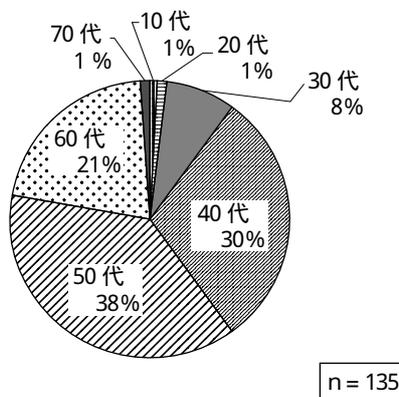


図14 年齢（保健協力員）

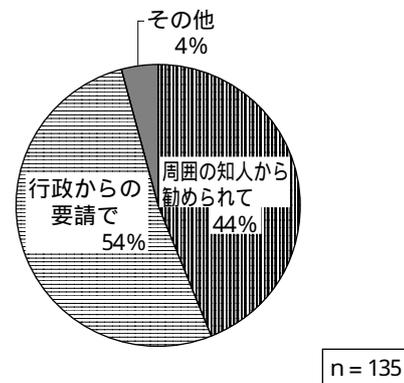


図15 協力員になった動機（保健協力員）

2) 保健協力員

その性格上からか全員女性であり、年齢構成では50代を筆頭に40代、60代の順であり、10代、70代もそれぞれ1名ずつあった（図14）。職業別では主婦・家事手伝いが過半数を占め最も多かったが、会社員、教員等一般勤労者も約1/3強認められた。その動機については多分に受動的であった（図15）が、なってからの期間をみると1～5年が最も多く42%だったものの5年以上も36%を占め、その理由の如何は別にして、比較的長期にわたる傾向が伺われた（図16）。なって良かったことに対する設問では人との交流が36%と最も多かつ

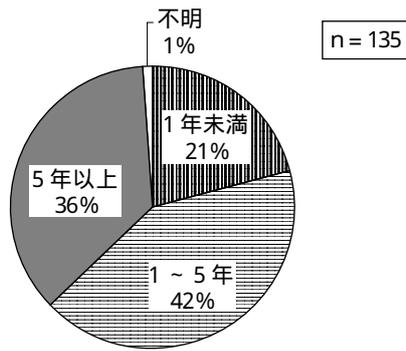


図16 協力員になってからの期間
(保健協力員)

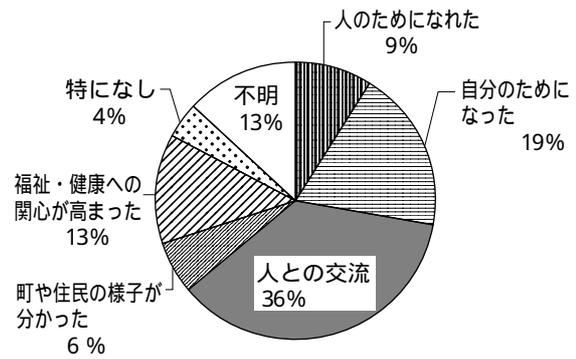


図17 良かったこと(保健協力員)

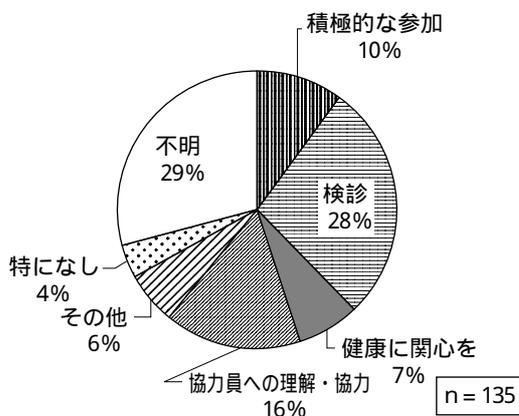


図18 地域住民に望むこと(保健協力員)

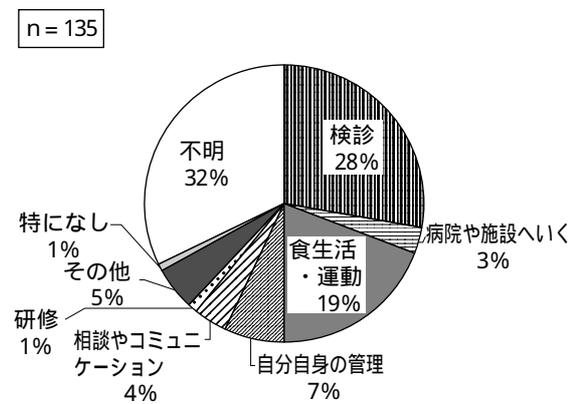


図19 住民の健康で大事なこと
(保健協力員)

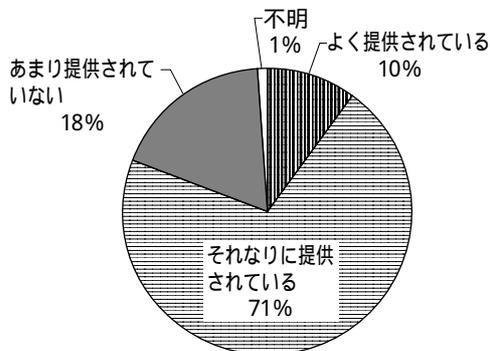


図20 住民への学習の機会の提供
(保健協力員)

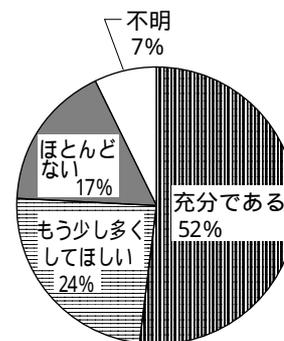


図21 自分自身の研修の機会
(保健協力員)

たが、人のためになれた(9%)という回答の2倍強(19%)で自分のためになったとの回答を得、興味深い(図17)。また行政側、医療側に望むことでは今回は一定の傾向を得ず、逆に云うと多岐にわたっていると云えるかもしれない。地域住民に望むこと及び住民の健康で大事なことではいずれも検診との回答が最も多かった(図18、図19)。保健・福祉行政、住民への情報伝達ではまずまず良いとの回答が大半であり、住民への学習の機会の提供では約8割で提供されているとの回答であった(図20)。一方、自分自身の研修の機会につい

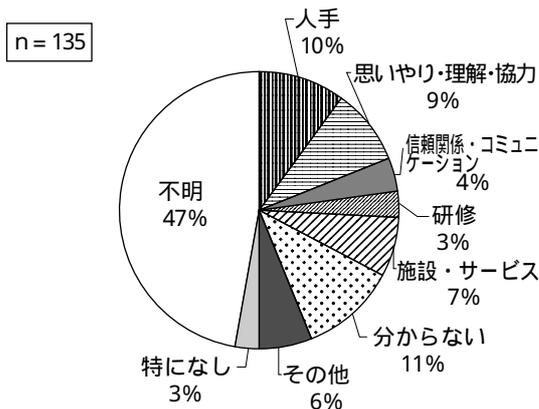


図22 介護現場で不足していること (保健協力員)

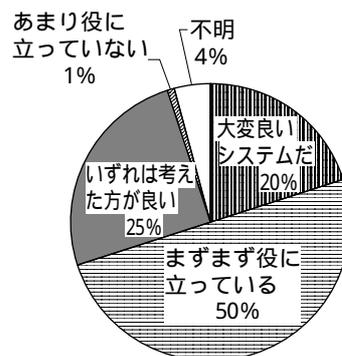


図23 現在のシステムについて (保健協力員)

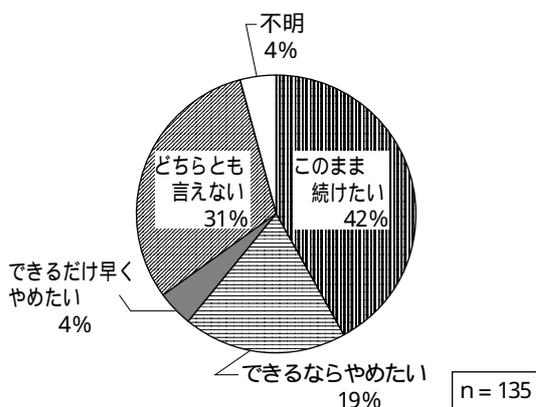


図24 協力員の仕事について (保健協力員)

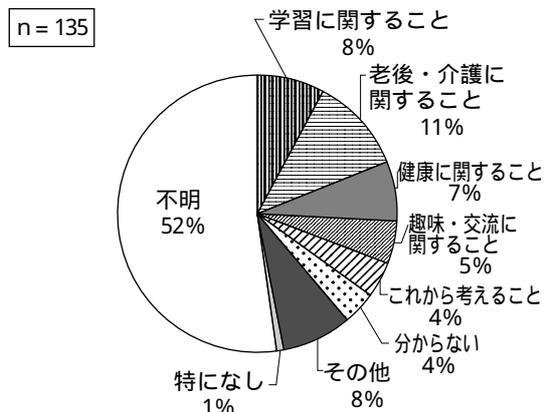


図25 生涯学習への希望 (保健協力員)

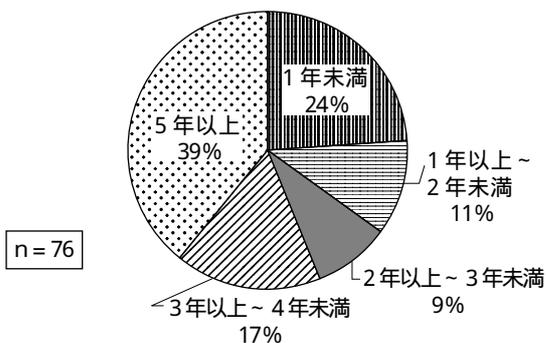


図26 所属の通算年数 (行政担当者)

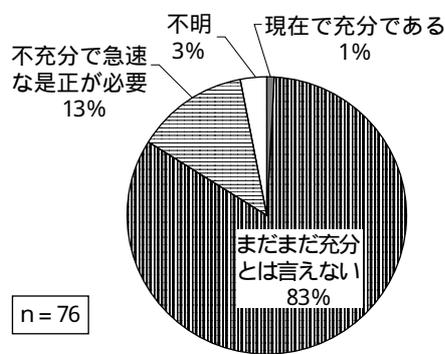


図27 介護者への対応 (行政担当者)

では約半数が満足しているものの、もう少し機会を多くとの希望も24%を占めた(図21)。さて保健協力員からみて介護現場で不足していることについては、回答を得た中では人手、思いやり・他、信頼関係・他、の順であった(図22)。また実際の自分自身等の介護、健康等に関する項目では1)の介護者と大差なかったことを述べて詳細は省く。さらに現在の保健協力員のシステムについては約3/4でほぼ満足しているものの、見直しを求めるものも1/4に認めた(図23)。またその仕事についても継続希望が42%と最も多いものの、できるならやめたいとの回答も19%に得た(図24)。生涯学習への希望については老後・介護

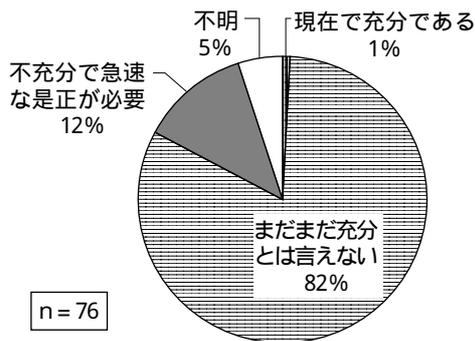


図28 要介護者への対応（行政担当者）

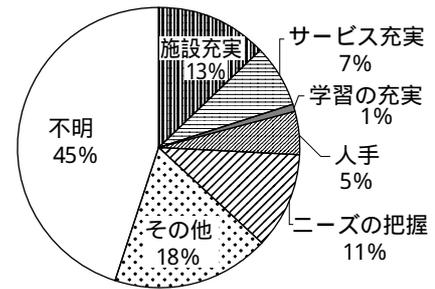


図29 速やかな対応必要な所（行政担当者）

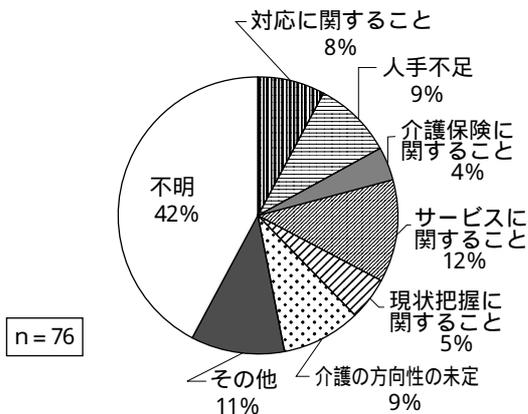


図30 一番困っていること（行政担当者）

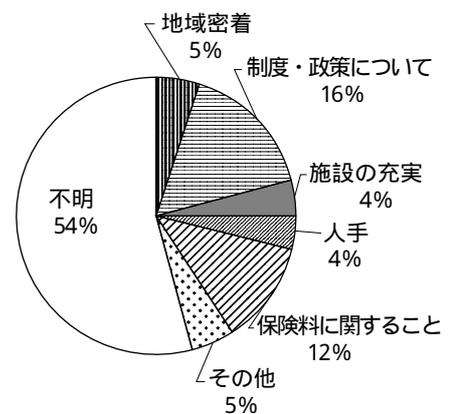


図31 県・国へ希望すること（行政担当者）

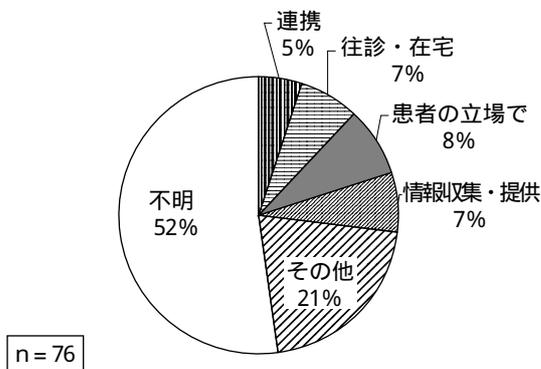


図32 医療サイドに望むこと（行政担当者）

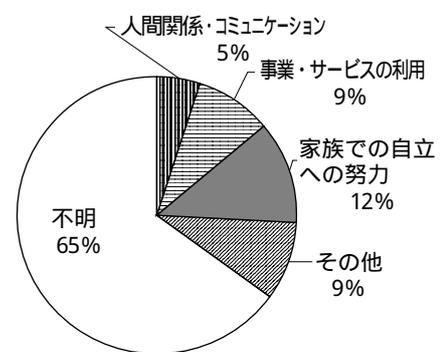


図33 介護者・要介護者に望むこと（行政担当者）

にすることが11%と最も多く、以下学習に関する事、健康に関する事の順であった（図25）。

3) 行政担当者

年齢構成では40代を中心に比較的バランス良く各年代にわたっていた（表6）。性別では女性が55.3%と若干男性を上回った。その現在の所属については役場関係が63.2%と最も多く、以下病院・診療所関係、介護・保健施設関係の順であった。また所属の通算年数では5年以上が39%であり、以下1年未満24%、3～4年17%の順であった（図26）。

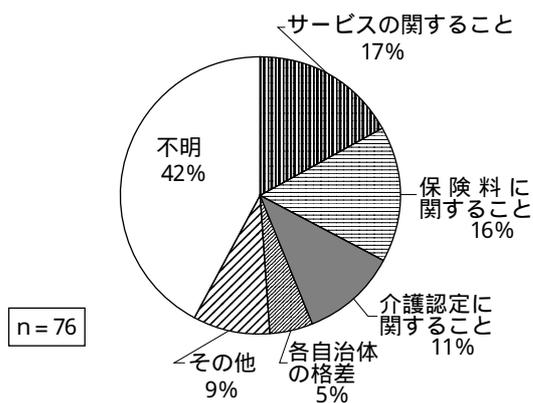


図34 介護保険導入で懸念されること (行政担当者)

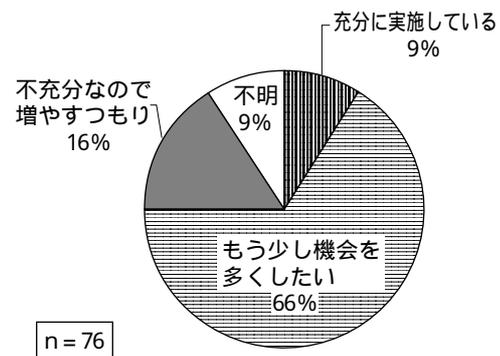


図35 住民への啓蒙活動について (行政担当者)

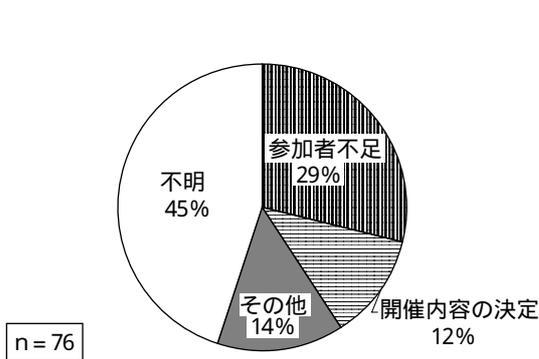


図36 学習機会の提供で困っていること (行政担当者)

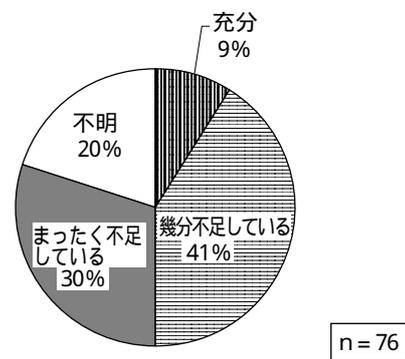


図37 自分自身の研修の機会 (行政担当者)

さて介護者、要介護者への対応についてはまだまだ充分ではないとの意見が圧倒的に多く(図27、図28)、速やかな対応の必要な所としての具体的回答の中では施設充実が最も多かった(図29)。一方、一番困っていることに関してはサービスに関すること、介護の方向性の未定、人手不足等があげられた(図30)。また各方面への要望の中では不明の回答がいつでも過半数を占めたものの、具体的回答例の中では、国に対しては制度・政策について、医療サイドへは患者の立場で、介護者・要介護者へは家族での自立への努力が最も多かった(図31、図32、図33)。さらに介護保険の導入での懸念については不明を除き、サービスに関すること(17%)、保険料に関すること(16%)、介護認定に関すること(11%)の順であった(図34)。なお自分自身の介護、健康に関する項目のうち誰に介護を受けたいかでは配偶者が47%と約半数を占めた他は1)、2)と大差なかった。次に住民への啓蒙活動についてはもう少し多くしたいが66%と圧倒的に多く、不十分(16%)がこれに次いだ(図35)。また学習機会の提供で困っていることは参加者不足が29%と最も多かった(図36)。一方、自分自身の研修の機会については幾分不足しているが41%、まったく不足しているが30%の順であり、充分であるとの回答は9%に過ぎなかった(図37)。

考 察

昨年度に引き続き、県内の3町（川内町、深浦町、田子町）において地域住民の生涯学習推進の立場から、「介護」の方法・在り方を中心に実態調査を行った。対象及び方法の項でも述べたように、今回は昨年の介護者、要介護者への聞き取り調査を補充する意味からの介護者への追加調査に加え、地域住民に対して「介護」を含む広い意味での保健・医療に重要な役割を果たしていると考えられる保健協力員への調査、さらには実際の運営、活動にあたっている、あるいはその経験を有する行政担当者への調査を併せて実施した。方法はいずれもアンケート方式により、前記の如くのアンケート用紙を用い任意回答とした。なお前述したように本調査と併行して、これも「介護」の問題について語る時に忘れることのできないホームヘルパーに対して1町あたり数名ずつの聞き取り調査を実施したが、こちらについては本文では省くが別記したので参照されたい。

での回答者は34名であり、昨年度の聞き取り調査の分と合わせると計121名である。その内容では年度別での異なった傾向はなく、第一報で述べた如く、高齢者による介護、いわゆる嫁への負担、介護者の要介護者予備群化が改めて浮き彫りにされたと感じざるを得ない。平成12年度より導入予定の介護保険の制度がこれらの緩和に何とか役立つような運営を当局に期待すると共に、それに附随した事項についても行政、住民の一体となった取り組みが切望されるところでもある。それにつけても介護保険についての住民側の理解が未だしの感が否めないのは甚だ残念である。また実際の介護にあたっての最大の問題は、自分のことも含めて他に何かするための時間が持てないことであることも再確認され、家族、地域住民、行政の密な協力が不可欠であるのは論を待たない。

では計135名の多くの協力員の方から回答を得たことをまずもって感謝したい。その年齢構成では40代、50代を中心に10代から70代まで各年代にわたっており、特に10代に1名いることが新鮮な驚きであった。またその職業別では家庭の主婦や自営業の人のみならず一般の勤労者も少なくなかった。一応薄謝（失礼！）が出るとは云え、ご存知のようにほとんど個々のボランティア精神に因ることが大きいと思われる保健協力員の活動を考える時、地域レベルでの生涯学習と本文のテーマに鑑み極めて興味深く、かつ大いに参考になると云わざるを得ない。さらには今後の同レベルでの、特に保健・福祉面からのアプローチによる生涯学習を考える時、間違いなく各地域におけるコアの役割を果たすものと考えられる。

さてその動機をみると決して当初から積極的であったとは云えないが、なってからは比較的長期に及んでいる方が多い。その活動を通じて良かったことについての設問では、人のためになれたと答えた人の倍以上が自分のためになったと答えており、いろんな意味で注目すべき結果と云えるだろう。地域住民に望むこと等では検診受診との回答が多く、その現時点での主な活動の結果として当然であろう。またと重複する自分自身の介護の問題等についてはほぼ同様の結果を得ている。

一方現在のシステムについては多くの支持を得ているものの1/4の人が考え直すべきとも答えており、より良いものにするための定期的な議論の場の設置等も含め、常に前向きな姿勢での対処が必要であろう。またこの仕事をこのまま続けたいとの回答が42%を占めており、各協力員の方々の自分の活動に対する意識レベルの高さが伺え、敬意を表したい。

最後の項目の生涯学習への希望では老後・介護に関することが最も多かったとは云え突出したものではなく多岐に渡っている。

住民サイドからのみの調査等では片手落ちの謗を免れ得ないことから、実際に同方面に携わっている（携わった経験のある人も含めて）行政サイドの方々からのアンケートも同時に実施した（そういう意味では保健協力員の方々はその中間に位置すると云えるのかもしれない）。合計76名の方から回答をいただき、その結果男女比ではその仕事の性格上から若干女性が多かったものの、年代別では40代を中心に各年代毎に比較的バランスがとれていると思われた。現在の所属ではやはり役場関係が大半を占めており、通算の経験年数では1年未満と5年以上に片寄りがあった。このことは前者では同関係の仕事量が近年増加傾向にあることからの行政側の対応であり、後者では比較的専門職の濃い領域であることによるとも考えられるが一概には論じられない。只、介護者、要介護者への対応についてはまだまだ不十分であると感じている方が多く、そのためには施設充実もさることながら、他の設問の回答からも人手不足が挙げられており、この方面での当局側の継続的な配慮が望まれる。

一方、県・国や医療サイドあるいは介護者・要介護者へ望むことについては不明がいくらでも過半数を占め断定的なことは云えないが、制度・政策について、患者の立場での医療、家族での自立への努力等が挙げられており、ある意味ではそれぞれに納得できる結果であったとも云える。次に介護保険導入での懸念については行政サイド自身未だ悩み多いとも云え、解決へ向けてのより一層精力的な努力が望まれる。また自分自身の介護の問題等についての回答はここでも とほぼ同様の結果を得たが、回答者の平均年齢の若さからくるのか、配偶者による介護の希望が子供によるそれを大きく上廻っていたのが注目された。

さて同分野に従事する行政サイドの者にとって重要な仕事の1つである住民への啓蒙活動についてはまだまだ不十分と感じている人が多く、この方面でも今後の更なる努力に期待したい。一方、学習機会の提供では住民の参加者不足が頭を悩ましていると思えるが、前者と連動させつつ諦めずに根気よく努力されることを願うものである。一方、自分自身の研修の機会については不足しているとの回答が圧倒的に多く、まがりなりにも生涯学習に携わる我々にとっても少なからず反省された結果でもあり、今後の教育・研究の一助としたい。

以上これまで2年度にわたり本調査を実施してきた。次年度はこれらの結果を踏まえつつ不足部分をできるだけ補う意味での追加調査を実施予定である。

最後に本年度の調査についても各町の担当者、アンケートへの協力者はじめ多くの方々との協力に因った。ここで改めて関係者各位に謝意を表すものである。

なお本研究は文部省科学研究費（基盤研究（c）2）課題番号10610225）の一環として実施したことを附記する。

介護問題と生涯学習（その1）

藤 田 昇 治

1. はじめに

「介護」をめぐる問題は、要介護者と介護者に即して考えられるべき問題を多く内在させているが、同時に「介護」に直接関わらない人々にも様々に関連してくる問題である。

すでに1980年代から高齢者に関する社会教育の視点からの問題意識の高まり、研究の進展があったが、90年代以降、急速に高齢者が増加する（絶対的にも相対的にも）中で、本格的に研究が進められてきている。

介護問題を生涯学習の視点から捉えることの意義として、要介護者および介護者に即して教育学習課題が考えられ、主体形成が考えられる。同時に、「高齢期」における教育学習課題は「高齢準備期」における教育学習の課題に直結するものとして捉えられなければならない⁽¹⁾。

とりわけ「豊かな老年」を迎えるための人生設計は、40～50代、あるいはより若い世代から計画的でなければならない。高齢者教育をめぐることは、世代間のふれあいを重視する視点も重要ではあるが、個人として自立することも重視されなければならない。

また、社会的な支援システムの構築も重要な問題提起となっている。介護を支えるサポートシステムが、介護問題を個人の家庭に限定したのものとしてではなく、地域社会や社会的な共同利用手段（特別養護老人ホームやデイケアセンターなど）さらに社会教育関連労働（保健婦・栄養士・ホームヘルパーなど）さらに地域ボランティアなどとの関わりの中で構築されるべきである、ということである⁽²⁾。

この小論では、そうした諸問題を視野に入れながら、高齢者をめぐる生涯学習論について介護問題を中心に若干の論点整理をするとともに、ホームヘルパーから聞き取りした調査内容の分析を基礎として、現状分析と課題の整理を行う。

2. 高齢者をめぐる教育学習論

(1) 高齢化社会における介護問題

周知のように、日本社会の高齢化について数多くの著書等が出版され、一方では高齢化社会の「危機的」問題にどのように対処すべきか、という問題指摘がなされている。とりわけ、日本が他の発達した資本主義国に比較して、急速に高齢化が進行している事実が取りざたされている。他方では、高齢者の持つ能力や主体性を積極的に評価しようとする問題提起も盛んである⁽³⁾。

言うまでもないが、高齢者が全て要介護者になる、ということではない。あくまでも介護問題は、高齢化社会における重要な問題の1つでしかない。

また、脳血管障害やその他疾病あるいは事故などで一時期「寝たきり」や要介護状態になる場合、あるいはその後遺症で要介護者等になる場合もあるが、人口全体の比率からすれば必ずしも多いとは言えない。「高齢化社会」が必要以上に危機的に叫ばれていることと

関連している。清山洋子が指摘するように、日本の生産力・発達した科学技術からすれば、十分豊かな高齢化社会の建設が可能だと考えられる⁽⁴⁾。

しかし、今日の社会状況にあって、高齢期の生活に不安をいただいている人が多いのも事実である。1999年3月12日付けの朝日新聞（青森県版）の記事では、青森県が実施した調査の結果として、住民の81パーセントが高齢期の生活に不安を感じている、ということである。経済不況が長引き、農産物の自由化拡大にともなう地域産業の衰退、定年後の再就職の困難性、福祉施設の未整備等々の事情により、今後の高齢化社会に不安を抱かざるを得ないのである。

高齢化した段階での生活設計や、それを迎える生活様式の確立という課題が存在していることも否定できない。

この小論では、あくまで高齢期に集約的に現出する介護をめぐる、生涯学習の視点から問題の整理を行いたい。

ところで、介護をめぐる議論として、介護者が圧倒的に女性に偏っている事実ジェンダーの視点から問題視する見解がある。また、春日キスヨは、さらに一步踏み込んで介護を女性が中心に担わざるを得ない状況がどのような条件に規定されているのか、という問題を提起している。弘前大学の調査では、介護の担い手の圧倒的多数が女性によってなわれている⁽⁵⁾。

介護をめぐる問題はとかく福祉問題として考えられがちである。しかし、実際にはすぐれて教育学習課題として位置づけるべき内容が存在している。例えば、厚生省が展開している「寝たきりゼロ運動」は優れて教育的な要素を内在させており注目される。

その10ヶ条は、相互に関連しているのだが、以下の4つの内容に区分することが可能である、と考える。

第1は、個人の食生活・健康保持のための努力・住宅の改善等を内容とするものである。すなわち、第1条「脳卒中と骨折予防 寝たきりゼロへの第一歩」と第8条「手すりつけ 段差なくして住みやすく アイディア生かした住まいの改善」である。

ここでは、日常的な食生活（減塩やカルシウムの摂取など）や適度な運動の必要性が示唆される一方、住宅構造の改善（段差のない家屋等への）の必要性等が提起されていると考えられる。

第2に、生活者としての自立を図ることが基本として捉えられていることである。即ち、第4条「くらしの中でのリハビリは 食事と排便 着替えから」と、第5条「朝おきて 先ずは着替えて身だしなみ 寝・食分けて生活にメリハリを」である。日常生活の確立、そして生活者としての自立をめざすことの重要性が図られている。第6条は主として介護者の立場で考えられているが、「手は出しすぎず 目は離さず」が介護の基本であって自立の気持ちを大切にすべきだということは、要介護者にも共通することである。

第3に、社会的な活動への参加が重視されている。即ち、第9条「家庭（うち）でも社会（そと）でもよろこび見つけ みんなで防ごう閉じこもり」と第10条「進んで利用 機能訓練 デイ・サービス 寝たきりなくす人の和 地域の輪」が挙げられている。これを実現するには社会的支援ネットワークが不可欠であり、そうした地域づくりが求められている。

そして、第4に、介護する側にも関わって、要介護状態からの脱却を目指す基本的な姿

勢が示されている。第2条では「寝たきりは寝かせきりから作られる 過度の安静 逆効果」とあり、第3条では「リハビリは早期開始が効果的 始めよう ベッドの上から訓練を」と提起されている。そして、第6条は先にも紹介したように『手は出しすぎず 目は離さず』が介護の基本 自立の気持ちを大切に」となっている。

ここで簡単に要約すると、生涯学習の視点から介護問題を考える基本として、(1) 要介護者にならないように生活スタイルの確立を図る、(2) 要介護状態になってもならなくても、生活者としての自立をめざす、(3) 介護者の立場では、介護に関する知識・技能を学ぶ、(4) 社会的な支援ネットワークを地域づくりとして位置づける、ということが挙げられる。

なお、高齢者に関わった議論を行う上で、高齢社会ないし高齢化社会という用語が使用されている。また、高齢者という言葉についても吟味する必要があるが、ここでは現時点で高齢者の人口比率が14パーセントをこえていることから高齢化社会と呼び、65才以上を高齢者、75才以上を後期高齢者として区別したい。

(2) 高齢者の捉え方

従来、高齢者は、社会的には定年退職を迎え、職業を通じた社会参加の道がとざされた、そして肉体的・生理的・精神的諸能力が著しく劣った存在、として捉えられがちであった。

しかし、近年、高齢者に即した研究がすすみ、そうした「枯れた存在」というイメージは大きく修正されてきている。

また、高齢者を一括した議論は成立しない、という批判を展開しているものもある⁽⁶⁾。経済状態・家族関係・社会的な地位、健康度合い、といった条件も個人差が大きい。また、60年以上の人生・歳月の中で蓄積してきた知識・経験も大きく異なる。したがって、高齢者をひとくくりにして議論するには無理があるのは当然であろう。

高齢者を捉える基本視点としては、前原が生涯発達心理学という視点からの問題整理を試みていることに注目したい。

前原は、「人は、生物学的・人類普遍的な成長、発達するだけでなく、社会的・文化的・歴史的な文脈の中で独特な発達をすると同時に、個性的な個人特有の発達をする」と捉えている。こうした理解があつてこそ、「個々人のダイナミックな発達の理解を可能にする」と言う⁽⁷⁾。

とはいえ、後期高齢者には、持病を持ち、経済的にも貧困で、日常生活にもなにがしかの不都合を生じさせている人々も決して少なくない、というのも事実であろう。

実際に介護を必要とする場面は、日常生活を営む上で支障が生じた場合であるが、それには事故による場合(家庭内および屋外)や脳卒中などの疾病、老衰などが直接の契機となる場合が多い。

介護を受けるようになった直接のきっかけを簡単に考察してみると、1997年に実施した弘前大学の調査によれば、要介護者が要介護状態になった疾患としては、第一位が「脳血管障害」で43%、ついで「整形外科的疾患」が17%となっている。第3位は「神経疾患」で6%となっている。その他も24%と大きな比重を占めているが、その点を考慮しても「脳血管疾患」の比重がきわめて大きいことがわかる⁽⁸⁾。なお、この数値には、地域的特性が反映していると考えられるが、詳細については別の機会に触れることとしたい。

高齢者の場合、それまでの人生経験や生活様式が固定化している側面もあり、自立的な生活を営むことができず、給食サービスや外食・中食に依存したり、ヘルパーの家事援助に依存する、という場合も多い。他方で必要に迫られて大きく自己の価値観や生活様式を変革する場合もある。例えば、老夫婦だけで生活していたが、妻に先立たれて、それまで家事は殆ど手伝ったことも無い男性が、必要に迫られて家事一切を自分で行うようになった、というものがある。そこに、高齢者の主体性と可能性をとらえたい。

(3) 生活過程と生涯学習 生活習慣病の克服を中心に

周知のように、かつて成人病と呼ばれていた、高血圧・糖尿病、心臓病などが「生活習慣病」と改称された。このことは、中年・高齢者に多く発症しているこれらの疾病が、生活習慣に規定されていることによるということをもより明確にしている。

ところで、先にも触れたように介護を必要とするようになった直接のきっかけに、脳血管疾患が多い。それらは若いときからの生活習慣に規定される比重が高い。とりわけ、食生活・飲酒・喫煙の習慣などが大きい。その意味では、「健康で文化的な生活」の内実が問われるのであり、従来から展開されてきた「減塩」運動と同じように、要介護状態に陥らないような食生活・生活スタイルの確立が必要とされてくる。

その意味では、食生活に関する科学的な知識の普及とともに、豊かな食生活・食文化の創造、ということが教育学習課題として提起される必要がある。

とりわけ高齢期に、必要に迫られた食事の用意その他家事を自立的に行なわざるを得なくなった場合、概して栄養のバランスなどに配慮が欠けたり、食文化としては内容が貧困なものになりがちである。食生活・食文化を豊かにする、という視点からの教育学習課題が存在している。

また、要介護状態におちった場合には、介護者・要介護者それぞれの立場で食生活・リハビリーその他様々な領域における科学的な知識・技能の修得が必要とされてくる。

(4) 高齢者における「生きがい」の位置づけ

高齢者教育の課題として、多くの場合「生きがい」に焦点が当てられている。「生きがい」とは個人の主観的な判断として処理されるべきでなく、高齢者がいきいきと生活できる社会にする、そのための条件整備と主体形成が課題となる。「生きがい」の追求が可能となる場面として、近年ボランティア活動が積極的に評価されるようになってきている。ボランティアで支えられたり、ボランティアで自己実現を図ることが保障されなければならない。その意味では、仙台市のシニアネットの活動が注目される⁽⁹⁾。

(5) 高齢社会と地域づくり

ところで、平成12年度から「介護保険法」が施行されようとしており、政策的には「在宅介護」を促進しよう、という方向が打ち出されている。

無論、介護のすべてが個人の責任において処理されるべきではなく、様々な施設（特別養護老人ホームなど）とサービス（デイケア、ショートステイ、ホームヘルプなど）を活用することを前提にしながら、個々の家庭における介護がなされなければならない。

それは、一面において個人にいつそう介護の負担を強いる可能性を拡大するものである

が、他面では改めて介護、あるいは高齢化社会の問題に対処する体制をどのように全社会的に整えるべきか、ということを問うものとなっている。

その意味では社会教育関連団体の果たすべき役割も注目されなければならない。地域婦人会や老人クラブなどは、地域によってその組織・活動状況に著しい不均衡があるが、自主的なサークル・グループ活動が十分形成され展開されていない場合には、社会的な活動領域を提供する機会として重要な役割を果たし得る、と考える。

そして、高齢者が主体的に行動するためには、「交通手段」の確保が重要になる。高齢者の中には自分で車・バイクなどを運転し、広い活動範囲を確保している人もいるが、公共交通機関に依存している人も多い。その点、自動三輪車の購入を補助している自治体があることが注目される⁽¹⁰⁾。

3. 社会福祉労働の位置づけ

(1) 社会教育関連労働と地域福祉 ホームヘルパーの専門性について

地域福祉の展開を考えた場合、重要な役割を果たすことが期待されるものとしてホームヘルパーがある。しかし、ヘルパーの労働に関して、概してその専門性についての理解が乏しいといわざるを得ない。これは一般的にも、また福祉関係者においても程度の差はあっても言えることではないだろうか。

ヘルパーの労働内容は大別して、(1)家事援助、と(2)身体介護、となる。この中で、家事援助については「主婦」であればだれでも担うことができる、といった観念が支配的である。それは、要介護者や介護者のみならず、福祉関係者にも一定程度浸透している、と考える。

確かに、日常生活の中で女性が家事とりわけ食事については中心に担っている。そこから、女性であればだれでも家事援助は可能だ、という考えが生まれやすい。しかし、実際には、要介護者のおかれた条件に対応して適切な家事援助を行うには、第1に家事に関する科学的な知識が必要であり、第2に要介護者の病状・おかれている条件に即してより良い介護・家事援助の在り方を具体的に追求することが必要とされてくる。そのためには、身体生理・居住空間・栄養学その他に関する様々な科学的な知識とそれを適用する能力・技能を不可欠としているのである。そして第3に、要介護者の自立を目指し主体性を涵養するという意味では、後述するように生活者として自立することを基本目標として図るすぐれて教育的な側面があり、その意味では社会教育関連労働としての位置づけが不可欠である。

適切な家事援助がなされれば要介護者の症状改善にも結びつき、逆に型どおりの家事援助だけでは症状を慢性化させたり場合によっては悪化させることになる、という点についての基本的な認識が必ずしも十分ではない、と言わざるを得ない。

(2) 社会的な支援のネットワーク

介護を展開する上で、特別養護老人ホームやデイケアセンターといった施設、ホームヘルパー、保健婦、栄養士などの職員の支援だけでなく、要介護者および介護者を含めた高齢者の自立を支援する社会的な支援のネットワークが重層的に形成される必要がある。現在、貝塚市のように校区福祉委員会といった地域的組織が形成され、多くの組織・団体が

代表となって様々な事業を展開している事例もある。また、福祉ボランティアのコーディネーターが配置されたり、ボランティアセンターが設置されている場合もある。

しかし、介護をめぐるでは、日常生活のあらゆる場面でボランティアが活動できる可能性がありながら、同時に住民のボランティア志望の意識があっても、必ずしも有効に展開されていない、という実態があることは否定できない。

4. ホームヘルパーの聞き取り調査から

(1) 調査の概要と位置づけ

1998年8月から10月にかけて、青森県内の3町（川内町・深浦町・田子町）でホームヘルパーに対する聞き取り調査を実施した。以下では、川内町におけるホームヘルパー5名からの聞き取り調査の内容に即して特徴を述べる。

調査は1998年10月6日から8日にかけて実施した。川内町は青森県の北部、下北半島に位置し、農林漁業を主たる産業基盤とした町である。かつては鉱山もありそこに就労する労働者も多かったが、現在は閉山となっている。この調査から、特徴的な問題の指摘を行いたい。

川内町の高齢化の状況は、平成10年3月現在で65才以上の人口が1,495人、全人口6,238人の24.0パーセントを占め、全国平均よりかなり高い高齢化状況を示している。その中で後期高齢者は663人で10.6パーセントを占めている。

なお、調査地域の特質として、比較的的地方の中核都市から遠く離れており、公共交通機関も十分発達していない、ということがある。そのため、要介護者の行動に様々な制約があり、また、各種の社会的なサービス（多くは市場関係をとおしたものではあるが）の供給も十分ではないということがあり、それだけ社会的支援、すなわちヘルパーに依存せざるをえない、という状況にある。

ホームヘルパーの労働条件は、身分としては自治体の非常勤職員ないし社会福祉協議会の非常勤職員というのが多い。また、正職員になっていても、他の事務職員と比較して格差がある場合もあり、概して専門職員として処遇されていない。

川内町の場合は町の非常勤職員で、1日6時間勤務（9時15分～4時、土日交替勤務）で、形式的には1年雇用である。そのため身分保障がないので不安を抱かざるを得ない状況にある。

ところで、ホームヘルパーは要介護者の家庭を訪れ、家事援助や身体介護を実施しているが、それは単なる家事（食事の用意・片づけ・掃除・洗濯など）をサービスとして提供するというものではなく、要介護者の生活文化や生活スタイルさらに人格などとの交渉をとおして展開されるものである。換言すれば、要介護者の歩んできたライフヒストリーや現在置かれている日々の生活状況（経済的・社会的・文化的な条件）と切り結ぶものとして遂行される社会福祉労働なのである。

したがって、ヘルパーの立場から要介護者の生活実態が如実に把握でき、そこから介護と生涯学習に関する課題も導き出すことが可能である、と考える。

(2) 聞き取り調査の内容

調査に当たっては、ヘルパーの援助を受け入れている家庭・個人の状況について、フリ

ーアンサーの形でインタビューを行った。調査はあくまでもヘルパー個人として蓄積してきた経験や考え方を尊重した形で進められた。

なお、以下の叙述は、基本的にインタビューの内容をできる限り語り手の意図を忠実に表現するようにしたものであるが、多少コンパクトに要約したものになっていることを了解していただきたい。

1) 労働条件等について

「昔に比べて書き物が多くなり、4時までの勤務時間でも5時位くらいまで残ったり、自宅に持ち帰ることもある。住民からヘルパーに来訪して欲しいといわれても、必ずしもその要望に完全に対応しきれてはいない実態がある」(Tさん)という。同様のことがNさんにもあり、「書類を家に持ち帰り、家族が寝静まってから仕事すると深夜1～2時に就寝ということもある」と言う。

また、「公用車で移動するようにしているが、5人のヘルパーに対して2台しかないので、2人1組にしたり、市街地では自転車を使用したりしている」(Tさん)という実態もある。

「有給休暇については10日しかなく、消化しなかった休暇を翌年度に繰り越すこともできない」(Nさん)という。

2) ヘルパーになった契機

ヘルパーに公募したきっかけとして、「自分が介護した経験を持っていた」(Sさん)という場合や、「自分がやりがいのある仕事につきたかった」(Iさん)というのが多かった。

3) ヘルパーとしての労働内容について

「字が読めない人がいるので、代読や代筆をすることもある」(Iさん)。

家事援助の中で、食事作りが必ずしも栄養の面などは十分考慮したものを用意できないでいる実態もある。「冷蔵庫などにあるもので、あるいは隣近所からもらった野菜などを中心に調理をする場合がある」(Tさん)。1食あたりの費用について、後で要介護者から苦情を言われることもある。したがって、ヘルパーの立場からすると、食生活の改善などが必要だと思っても、できないでいる。実際には要介護者が、「長年生きてきた生活スタイルに固執するので、結局それに合わせざるをえない」(Tさん)という。

「男性で一人暮らしをしている場合など、隣近所の付き合いも疎遠なので、ヘルパーがくるのを楽しみにしている、という場合もある」(Tさん)。コミュニケーションをとること自体を楽しみにしている。

このほか「買い物、役場関係の書類手続き、郵便局・銀行での金銭取り扱いなど、様々な日常生活上の代行も行われている」(Tさん)。こうした家事援助は、要介護者の健康状態に規定されたものではあるが、公共交通手段が整備されていないがゆえにヘルパーに援助してもらう、という局面もある。地域的な経済の不平等発展、社会資本の整備の立ち後れに起因する要素も大きく、社会的なサポートの必要性を示している。

4) 住民の生活文化・生活水準・地域状況について

ヘルパーによる家事援助は、地域住民の生活文化や経済的な生活水準に規定されたものもある。

男性が高齢になり、妻に先立たれて家事を全て行わなければならなくなり、それまで殆ど経験したことがなかった場合にはヘルパーや食事の宅配に依存する場合があることが一般に指摘されている。しかし、男性の一人暮らしで、ゴミ処理をしない事例も存在する。

Sさんは、社会的な活動などにも参加したり、食事の用意なども自分でしているが、生ゴミを室内に放置し、洗い物は一切しない、という事例があることを指摘した。車の運転もできて社会的な活動に参加したりしているが、風呂は自宅のものを使用することなくデイサービスを利用している、という。

家事援助を必要としているのは男性だけではない。身体には家事を遂行する上で特段障害や後遺症がない場合でも家事援助を必要としている事例がある。Tさんによれば、「介護に入っているのは女性の一人暮らしが多いが、70代後半以上の世代では、かつて嫁として主として農作業に従事し、家事については姑が分担するというので、殆ど家事に関して経験することがなかったという人もいる」という。同様の事例がNさんによって語られている。「女性で家事が出来ないというのは、身体に特に障害がない場合は、これまでの生活習慣だろうと思う」というのである。Iさんも、「家事に関しては身体が動くんだけど大儀でやらないという人もいる」という。

経済的な貧困に規定されて十分な家事援助を提供できない場合もある。「年金3万円で生活したり、生活保護7万ちょっとで生活している人もいる（Nさん）。また、Iさんは「お年寄りの場合、食事に希望というものは無い。何でも良いとか、余り金をかけたくない、というのが本音なんですよ。（中略）お年寄りには煮込みとか（を好み＝調査者補足）、ハイカラ料理、変わった料理などには箸をつけないんですよ」と語っている。

ところで、「リハビリは一生懸命やって身体の機能を回復させようと努力した人はいるけれど、家事について自分なりに努力してできるようになっていったという人はいない」（Nさん）という。リハビリに積極的に取り組み、機能回復や社会復帰を図ろうとすることと、生活者として自立して生活するよう努力することとは別のことである。

また、「掃除や部屋の整理整頓はできるが食事作りはできない、出来合いのものを購入するだけという人と、食事は自分でそれなりに作るが掃除・洗濯などは全然しない、という人とは分かれる場合もある」（Iさん）という。

概して、「高齢者にはこれまでの自分の生活スタイル（栄養の面など＝筆者補足）を絶対視する傾向がある」（Tさん）ということができよう。要介護者の中には、「夏でも薪ストーブをたいて調理している」事例もあるという（Iさん）。

このようにみえてくると、高齢者における生活実態を変えることは極めて困難である。むしろ若い世代に、生活様式や生活改善の姿勢を学習しておくことが必要である。「保健婦・栄養士から栄養指導を受けた場合に、その場でははいはいと頷いてはいても、結局従来の自分の生活スタイルを変えようとはしない。ヘルパーに食事作りを依頼する場合でも、せいぜい2品くらい、「一汁一菜」である。残したものは、もったいないというので、いつまでも冷蔵庫にしまっている。調理器具や冷蔵庫などの器具がそろっていない場合もある」（Iさん）。

こうした事例は、介護を必要とする家庭によって、身体機能などに大きな支障があるから、ということではない。従来自分がとってきた生活スタイルの中で、基本的な価値観として形成されたものである。そこには、「健康で文化的な生活」とは大きくかけはなれた生活文化の実態がある。また同時に、学習課題が存在していることも明らかである。

5) ヘルパーの仕事に対する住民の認識について

「住民にとって、一方ではヘルパーが顔見知りなので気軽に頼める、という状況にあっ

たり、また、町内に特養ホームができ、知人が実際に入所する事例も増えてきて福祉施設というものに対する理解も深まってきている」(Sさん)という面が生まれている。

他方で、「寝たきりになった家族がいても、身体に触れるような介護サービスについては断固として拒絶する、という事例があった」(Tさん)り、「ヘルパーを掃除婦と間違えているという気がすることもある」(Sさん)のような状況や、「家事援助サービスの予約をキャンセルする場合の連絡がないことが多い」(Tさん)という実態もある。

以上のことは、要介護者の意識として、ヘルパーの援助を受けることについて十分な認識がされていない、ということの意味しているのではないかと考える。また、家事援助のためにヘルパーを派遣する自治体の姿勢としては、福祉と同時に教育課題・文化創造の課題として考えるべきではないか。

6) 地域の支援ネットワークについて

介護に関わって、「隣近所の交流が大きな意義を持つと考えられる」(Tさん)。また、より具体的な問題として、「ボランティアに雪かきをお願いしたい」と思っているヘルパーもいる(Sさん)。週に1~2回程度の巡回では、真に必要とされる要介護者へのこまめな家事援助サービスにも限界があることは明らかであり、それを補完する地域の支援ネットワークが必要とされているのである。

7) その他

家事援助のサービスを行っている経験から、Tさんは今後の「男女共同」に関して、家事は男女共同で分担して行うべきだ、と自分の子どもに言っている。

このほか、「社会的な活動に参加している人の方が話題も豊富で、前向きな姿勢が感じられるような気がする」(Tさん)という感想も述べられている。

5. 介護問題と生涯学習

(1) 介護と学習課題

1997年に実施した調査(青森県田子町・深浦町・川内町)では、在宅介護の内容として、87名の介護者が回答した中で、最も多かったのが「掃除・洗濯」(73名)で、ほぼ同数の「食事の用意・介助・後片づけ」(72名)が続き、次いで「用事の代行」(60名)が多くなっている⁽¹¹⁾。

介護をしている人にとって介護の仕方に関する基礎的な知識(動作の介助や食事の作り方など)が必要である。そして実際に介護するとなれば、そこには人間関係が直接反映してくる。「嫁姑」や「親子」等の人間関係の中で、感情的な対立などが生じる可能性もあり、介護者には多くのストレスがかかることになる。そうしたストレスの解消・克服の在り方にも配慮しなければならない。

同じ調査では、87名の介護者が回答した中で、心配なこととして、「自分の時間が持てない」(47名)、「ストレスを感じる」(44名)、「健康への支障」(41名)といったことが訴えられていた⁽¹²⁾。

(2) 介護と生活文化

介護を必要とするようになる原因の中には、日常生活に規定された要素が比較的大きな比重をしめる。とりわけ生活習慣病の場合には、食生活に規定される場合が多い。また、

在宅介護を行う場合、住宅構造の実態に規定されて介護がしにくい場合が多い。

さらに、介護者に即してみると、女性にその介護の担い手が偏っている、という現状がある。社会的規範として「嫁」が担うべきこと、という観念が未だに固定化しているのである。しかし、今後は「男女共同」で担われるべきであろう。

要介護者が布団に寝ていて、しかも居住環境としては風通しの良くない部屋で就床している場合がある。あるいは、簡易ベッドの貸与制度があることを知らない（その有効性を知らない）場合もある。

栄養の面では、介護者が家族の場合、他の家族員と同じ食事を要介護者に提供し、結果として十分な食事の提供がなされないでいる場合もある。

（３）介護とリハビリ

リハビリの重要性については、必ずしも要介護者ならびに介護者が十分認識しているとは言いがたい。厚生省が提起する「寝たきりゼロ運動」をみても明らかのように、早期のリハビリ開始が寝たきり状態からの脱却を可能とする場合が多い。

逆に、完全な回復までとは行かなくとも健康時にかなり近い状態に回復する可能性をもちながらも、リハビリを十分実施しなければ障害が固定化してしまい、さらに「寝かせきり」になることで急速に症状を悪化させる場合が多い。そこでは要介護者の主体性と、介護者の科学的認識の必要性が浮き彫りになっている。

（４）介護をめぐる自己実現

介護をうけながらも自己の能力開発を積極的に図る必要がある。一面で、要介護者は、介護を必要になった自分の境遇を否定的にとらえ、社会との関わりを断ち切ろうとする場合が多い。しかし、かつて自分が健常者であった過去の生活・思い出にひたるだけでなく、実際に様々な活動に参加したり、自己実現を図りたい、という願望を持っている。そうした場合に、介護者として、また、社会的な支援システムとして、十分な手だてが必要とされてくる。

介護者に大きなストレスがかかり、要介護者に対して暴力的になったりする場合もある。あるいは、介護者自身が通院しながら介護をしている実態がある。その場合、デイサービスが、普段出来ない用事をこなしたり、通院の時間として活用できる、といった実態がある。

在宅介護を促進する場合、それはあくまでも社会的な支援を前提としなければならないが、その中でも介護者に対して食事を提供することが重要な意義を持つ。概して要介護者の嗜好に合わせた食事内容にする場合があるが、それでは必要なカロリーや栄養素を確保できない、という場合が生じやすい。そこには、介護者と要介護者との人間関係（嫁姑など）も介在するのであるが、介護者の基本的な栄養に関する科学的な知識の有無、ということも指摘されよう。十分な栄養が補給されてこそ、在宅介護が可能なのである。詳しくは金浜氏の論稿を参照されたい⁽¹³⁾。

しかし、先にも述べたようにヘルパーからの聞き取りによれば、必ずしも保健婦・栄養士による栄養指導が実効を挙げているわけでない。指導内容には首肯しつつも、日常生活の生活スタイルは決して変えようとしなない場合がむしろ多いのである。

6.むすび

この小論では、以下のような点を確認することができた。

高齢者になっても要介護状態に陥らないようにするため、壮年期ないしより若い時点からの生活スタイルの確立、住宅等生活条件の整備、ということが課題として挙げられる。「健康で文化的な生活」を営むことが何よりも必要とされ、そのためには様々な領域の科学的な知識の修得・生活者としての技能の修得などと実践が求められる。

要介護状態になった場合、そこから脱却したり、あるいは完全な回復がのぞめない場合にも少しでも症状を改善するような努力が必要とされる。そのためには、生活者として自立することが追求されなければならない。リハビリへの積極的な取り組みも含め、自立を目指す努力の中にこそ主体性・アイデンティティの確立が保障される。

介護する人にとっても、介護をより有効に展開するための知識・技能の獲得、という課題が存在している。ややもすると経験主義的な家事援助・身体介護に終始してしまう可能性が高い。

介護者をめぐっては、その担い手があまりに女性に偏っているという実態や、様々なストレスの克服・自己実現の保障といった課題が存在している。「介護疲れ」を克服する手だてが具体的に追求されなければならない。

介護者および要介護者の両方に関わり、さらに住民一般に関わることとして、社会的な支援ネットワークの確立が必要とされている、ということがある。それはネットワークとして機能するとしても、広く地域づくりの課題として考えられるものである。

最後に、末尾ながら、多忙のところ快く調査に応じて下さったヘルパーの方々、また、関係者に心から謝意を表したい。

この小論は文部省科学技術研究（研究課題「高齢化社会における介護問題と地域生涯学習の課題」、課題番号10610225）の補助を受けて行った研究の成果の一部である。

<注>

(1) こうした視点から、上野景三は次のような指摘をしている。すなわち、「高齢社会の問題とは、高齢者だけではなく現在の壮年期の世代が、将来の生活設計を見通しながらどう生きて行くのかという問題でもある」としている（小林文人・猪山勝利編著『社会教育の展開と地域創造』、東洋館出版社、第8章「思想社会の進展と自治体社会教育の創造 農山村自治体を中心に」、p. 134、1996年）。生涯学習の視点からすれば、こうした問題意識は成人教育さらに青少年の若い世代を含めた教育学習課題となる、ということの意味する。

(2) ネットワークについての研究が近年盛んになっている。高齢者を「個人」として捉えることとの関連で、家族・兄弟・親族、地域などとのネットワークの内実が注目されてきている。安達正嗣『高齢期家族の社会学』（世界思想社、1999年）を参照。また、安達は高齢者を捉える場合、家族に埋没し主体性が認められない存在として捉えられがちであることを批判し、「個人」として捉えることを主張している。

(3) 例えばロバート・バトラー他著・岡本祐三訳『プロダクティブ・エイジング』（日本評論社、1998年）等がある。

(4) 清山洋子『高齢社会を考える視角』（学文社、1995年）。高齢社会が危機的なものとして描かれ

ることが多いが、日本経済の発展状況をふまえ、決してそれは困難でないことを、主として経済学的な視点から解明している。

(5) 高嶋一敏・藤田昇治・佐藤三三「現代の福祉・医療問題と生涯学習の課題 「介護」の方法・在り方を中心に(県内3町における実態調査「第一報」)」(『弘前大学生涯学習教育県研究センター年報』、1998年)では、介護者の87パーセントが女性であった。

(6) 直井道子が「高齢者を一つの範疇にくくって、ラベルをはることは困難である」(山本慶裕編『生涯学習の現代的課題』、第2章「高齢化社会の視点」、全日本社会教育連合会、p. 17、1996年)と指摘していることが注目される。

(7) 前原武子編著『生涯発達 人間のしなやかさ』(ナカニシヤ出版、p. 19、1996年)。

(8) (5)に同じ。

(9) 例えば「仙台シニアネットクラブ」の活動が注目される。高齢者がパソコンの講習会で学び、さらに次の段階ではサポーターとしてボランティア活動を展開している(野澤令照「シニアボランティアの新しい動き シニアが学校を変える」、『社会教育』、1999年、1月号、参照)。

(10) 原ひろ子は、「文化にとっての老い 新しい異世代共存」(井上 俊・上野千鶴子・大澤真幸・見田宗介・吉見俊哉編『成熟と老いの社会学』、岩波書店、1997年)において、酒田市が高齢者に対して自動三輪車を購入する際に補助している事例を紹介している。高齢者の社会参加を保障する上で、交通手段の確保は重要な要素である。

(11) (5)に同じ。

(12) 同前。

(13) 金浜盛雄「川内町寝たきり老人等在宅化促進栄養事業」(『弘前大学生涯学習教育研究センター年報』第2号、1999年)を参照されたい。

川内町寝たきり老人等在宅化促進栄養事業

川内町 金 浜 盛 雄

事業実施目的

川内町は青森県下北郡に位置し、平成9年度の人口は6,438人、そのうち65歳以上の人口が1,442人で高齢化率22.4%をしめています。

おもな産業は、農業、林業、ホタテを中心とした漁業と、通年出稼ぎ者が多い町です。全国的に超高齢社会を迎えて、長く生きるだけでなく、高齢者も介護者（家族）もいかに健康に過ごせるか質的な面への取り組みが課題です。人としてそのQOLを追求した時に各種のニーズ結果でも出ているように終末は自宅だという希望が最も多い。QOLを高め在宅療養をより可能としていく為には食が基本であり、しかも栄養的にバランスが取れていることが必要です。ここで紹介する「寝たきり老人等在宅化促進栄養事業」は、望ましい食事の在り方を本人や家族に指導及び支援していくもので、医療、福祉、保健が連携を取りながら実施し、加えてボランティアを育成し、ノーマライゼーション精神を定着させ、地域に密着した福祉の町作りを目指したものです。

単に疾病の早期発見、早期治療という二次予防にとどまらず、さらに一步進めて健康増進等、一次予防に重点をおいた対策をとっていかなければならないと考え、平成9年度に厚生省の補助を受けて『寝たきり老人等在宅化促進栄養指導事業』を実施しました。この事業で栄養士、保健婦、福祉係が連携を取り、家庭訪問し、本人及び介護者に対しあらゆる角度からきめ細かい具体的な実技を伴う指導をして栄養状態を良好に保ち、最後まで「食」に対する意欲を持たせる事が出来ました。

調査方法及び対象

寝たきり等虚弱老人83人のうちこの事業の趣旨に賛同した46人(55.4%)の食生活状況を、栄養士が保健婦、福祉係、ホームヘルパーと同行訪問し聞き取りによる調査を実施しました。

その内訳は、一人暮らし18人(39.1%)、家族と同居28人(60.9%)で、食物摂取状況は1日分の食事内容で栄養価計算は四国大学生生活学部吉村幸雄教授開発の計算ソフト“栄養君 Plus Ver 2.1”を用いて行いました。

結果と考察

1. 一人暮らしは18人(男4人、女14人)、平均年齢は73歳でした。家族と同居は33人(男14人、女19人)、平均年齢は83歳でした。

主疾病状況ではどちらも約半数が循環器の疾病を持っていました。精神状態では同居群の方に精神症状がみられました。

意思疎通の状況、聴力の状況、咀嚼の状況は両群とも正常者がほとんどでした。ただし意思疎通の状況では同居群に不可能者がみられました。

2. 身体状況

栄養状態を評価するために非利き腕の上腕筋囲を計測しました。

栄養状態を評価するために簡便な方法である非利き腕の上腕筋囲を計測したところ、一人暮らし群で12人計測の内正常が10人(83%)が正常でした。同居群で15人計測の内正常が6人(40%)でした。また同居群では軽度栄養障害が4人、中度栄養障害が5人あったことから同居群に低栄養が考えられます。このことから早期に適切な嚥下状態に合わせた調理方法等の指導ができればADLの改善につながるのではないかと考えます。上腕筋囲と摂取蛋白質量はやや弱い正の相関がありました。

このことは上腕筋囲を測定すれば、蛋白質の摂取量の過不足が推定できます。体重計測が不可能な老人達の栄養状態を客観的に評価する簡便な方法です。

嚥下状況

正常は一人暮らし15人、同居8人、嚥下困難者は一人暮らし3人、同居10人でした。

3. 栄養及び食物摂取状況

居住形態別の栄養素充足状況及び食品群別摂取状況

調査対象の平均栄養所要量を100とした栄養素充足状況は、カルシウムを除いて全栄養素で所要量を満たしていました。

しかし、平成7年国民栄養調査の、70歳以上の元気な老人の栄養摂取状況と比較すると一人暮らし群のビタミンB₂を除いて、両群とも他の栄養素はかなり下回っていました。

平均栄養素摂取状況

充足率を栄養所要量の±20%を適正とした場合、栄養素三大要因である(エネルギー、蛋白質、脂肪)が所要量の80%以上を充足している人つまり適正な人は、一人暮らし群が4人(22.2%)、同居群が9人(32.1%)と同居群が若干多いことから栄養バランスが良いのは同居群に多いと考えられます。これは、摂取食品数が1.5品多いということからも伺えます。

エネルギーの摂取量はADLの高い一人暮らし群の方には1,000 Kcal未滿がなく、同居群に14人見られました。この14人について介護をしている人を見ると、70歳以上は4人ありましたが、平均年齢は60.2歳で年齢及び性別とは関係が見られませんでした。

次に食品群別摂取状況は同居群の方が卵、緑黄色野菜、果物、砂糖、菓子・嗜好食品が一人暮らし群より多く摂取していました。

これらの食品は、価格が高く、一人暮らしの人達にとって経済的な負担が大きいために摂取量が少なくなると考えられます。

4. 食生活状況

調理形態と食事の種類

同居群の18人(64.3%)が軟食から刻み食及び流動食の特殊調理を必要としていました。

老人の中には、嚥下や呑み込みに障害があるにもかかわらず刻み食にしている事例が全体で9例あり、同居群に8例、一人暮らし群に1例ありました。今まで訪問チームの中に栄養士が入っていない為、個人の嚥下状態に合わせた調理方法等の指導が行われていなかったと考えられます。

特殊調理器具の保有状況

特殊調理器具とは、流動食から軟菜食まで一人分を調理する時にあったほうが良い器具で比較的安価に入手でき、しかも扱いが簡単な物です。

特殊調理器具の保有状況は、すり鉢と電子レンジは約半数が保有していましたが、さらに嚥下しやすく調理できるストレーナーやミキサー、カッターの保有者は少なかったです。

調理形態のあわない9事例の特殊調理器具の保有状況を見ますと、嚥下しやすく調理できるすり鉢、ストレーナー、ミキサー、カッターを保有しているにもかかわらず、調理形態が不適切でした。これは使い方を知らない事も考えられますが、同時にその人にあった調理方法を知らない事も考えられますので、栄養士が介護者に適切な調理方法等の指導が必要であると考えます。

食生活の問題点

食生活に関する調査から、問題項目を4つに分類した結果、両群とも『栄養バランスが悪い』、がもっとも多くみられました。他に同居群では、『摂取量が不適切』、『調理方法が不適切』の問題があり、一人暮らし群では『摂取量が不適切』、『食事のリズムが悪い』の問題が見られました。

5. 栄養指導の受け入れ状況

栄養調査結果をもとに栄養士が訪問栄養指導を実施した際の、本人及び家族の受け入れ状況を総合的に判断すると、30人(60%)以上が「良い」で、多くの人が指導を快く受け入れていました。

また訪問栄養指導についてあらかじめ、事業趣旨に賛同を得ているものの一人暮らし群の1人が3回目で拒否を示しました。これは訪問者が変わったり、このようなサービスになれていない為、世間体を気にしたものでした。

台所や冷蔵庫の中身まで見られるのは誰でも嫌なものですが、5回目で受け入れられた例もある事から、同じ顔が定期的に訪問し関係職種と連携を取りながら回数を重ねていくことで、信頼関係が築かれれば解決につながっていくと考えます。

ま と め

今回の調査結果から寝たきり老人等の食生活状況は、ADLの低い同居群に問題が多いことがわかりました。この解決の為には、介護者に対して栄養士による「食」に関して食品選択から調理方法まで木目細かい栄養指導の必要性を感じました。一人暮らし群に対しては、経済的な面と食品選択についてお金の使い方等を確認しあったり、エンゲル係数をどの位に設定するかなど、本人と関係職種間で十分に話しあうことが必要と思われる。

生き生きとした老後を過ごす為に、高齢になっても食生活に注意し、栄養摂取を高めるよう老年期の早期から、あらゆる機会をとらえて、栄養士による栄養教育を実施するなど積極的な予防活動が必要であると考えます。

これは先日、東京都老人総合研究所から示された食生活指針14項目です。

ア) 『3食のバランスをとり、欠食は絶対避ける。』

イ) 『油脂類の摂取が不十分にならないように注意する。』

ウ) 『動物性蛋白質を摂取する。』

- エ) 『肉はさまざまな種類を摂取し、偏らないようにする。』
 - オ) 『牛乳は毎日200ミリリットル以上飲むようにする。』
 - カ) 『野菜は緑黄色野菜、根野菜等豊富な種類を毎日食べる。火を通して摂取量を確保する。』
 - キ) 『食欲のない時はおかずを先に食べ、ご飯を残す。』
 - ク) 『食材の調理法や保存法を習熟する。』
 - ケ) 『酢、香辛料、香り野菜を十分に取り入れる。』
 - コ) 『味見をしてから調味料を使う。』
 - サ) 『和風、中華、洋風とさまざまな料理をとり入れる。』
 - シ) 『会食の機会を豊富にする。』
 - ス) 『嚙む力を維持する為、義歯は定期的に点検を受ける。』
 - セ) 『健康情報を積極的に取り入れる。』
- 特にア)、ウ)、ス)のような事を推進していきたいと思います。

また、今後増加するであろう一人暮らし、老夫婦のみの世帯に対し、ボランティアを活用して地域ぐるみの「食」に関する援助が必要であると考えます。それも、単にお弁当をおいてくるだけでなく、個人の摂取状態に合わせた調理を相手の台所を借りてできれば理想です。

ボランティア活動者には、“老人食に関する研修”に栄養士が今以上に積極的に関与すれば、摂取状態に合わせた調理技術の習得の向上を図ることが出来ると考えます。

以上のことから、在宅老人の栄養管理を定期的に行うことが出来るシステムが早期に確立されれば、現在の在宅福祉サービス（ショートステイ、24時間ホームヘルプサービス、デイサービス等）が一層介護者及び高齢者の QOL をより良いものにすると考えます。

II. 事 業 報 告

1. 生涯学習教育研究センター主催・共催事業

(1) 公開講座

青森市と共催の公開講座

テーマ あおもりの息吹を考察する

期間 平成10年8月25日～平成10年9月22日

会場 青森市文化会館

受講者 34名

開催日	講義題目及び講師
8月25日(火)	青森の風土と文芸・芸術 教育学部 教授 長野 隆
9月3日(木)	津軽の方言 分布と歴史 教育学部 教授 小倉 肇
9月16日(水)	近代青森市の発展過程 弘前大学名誉教授 工藤 睦 男
9月18日(金)	風土と美術 青森の美術家たち 美術家・弘前大学名誉教授 村上 善 男
9月22日(火)	津軽の民俗 時を定めて訪れる神々の伝承 人文学部 助教授 小池 淳 一

下田町と共催の公開講座

テーマ 今、豊かさ・優しさ・自分らしさ、とは

期間 平成10年6月8日～10月5日

会場 下田町役場大会議室・下田町町民交流センター

受講者 35名

開催日	講義題目及び講師
6月8日(月)	高齢者の財産管理を考える 人文学部 助教授 村田 輝 夫
6月22日(月)	みつめよう！わたしたちの環境を 生活排水について考える 教育学部 助教授 日景 弥 生

7月6日(月)	内なる美と人物画(実技) 教育学部 教授 岩井康頼
7月13日(月)	自分磨きのための“日本語” 人文学部 助教授 佐藤和之
9月7日(月)	いきいきウォーキング(実技) 教育学部 助教授 大島義晴
9月21日(月)	ストレスの科学 保健管理センター 所長 佐々木大輔
10月5日(月)	短歌や俳句を楽しむ 教育学部 教授 江連隆

久慈市と共催の公開講座

テーマ 21世紀を考える～21世紀と私たちの暮らし～

期間 平成10年9月10日～平成10年10月15日

会場 久慈市立中央公民館

受講者 38名

開催日	講義題目及び講師
9月10日(木)	地球温暖化と環境問題 理工学部 教授 力石國男
9月17日(木)	文明開化と近代文学 教育学部 教授 長野隆
9月24日(木)	市民運動と地域の関わり 教育学部 助教授 大坪正一
10月1日(木)	臓器移植のゆくえ 医学部附属病院 講師 高谷俊一
10月8日(木)	ストレスに打ち勝つ 保健管理センター 所長 佐々木大輔
10月15日(木)	21世紀の農業 日本と世界 農学生命科学部 教授 神田健策

(2) 生涯学習講演会

弘前大学生涯学習連続講演会「明日の教育を考える」

演題・講師・開催日

7月9日(木)「自主的な教育内容編成の方向を探る」

猪瀬 武 則 (弘前大学教育学部・助教授)

参加者 33名

7月16日(木)「コンピューター教育の現状と課題」

深瀬 政 秋 (弘前大学理工学部・教授)

参加者 25名

7月23日(木)「子どもの相談活動からみた子どもたち」

安田 勉 (秋田桂城短期大学人間福祉学科・教授)

参加者 28名

7月30日(木)「科学技術教育のこれから」

肥田野 豊 (弘前大学教育学部・助教授)

参加者 21名

時 間 午後6時30分～8時30分

会 場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

弘前大学生涯学習講演会

講演題目 医療と国際協力

講 師 畔柳 良 江 (元青年海外協力隊・看護婦隊員・
長野県看護大学看護学部看護学科)

期 日 平成10年7月24日(金)午後6時30分～8時00分

会 場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

参加者 72名

弘前大学生涯学習講演会

講演題目 人工内耳のはなし

講 師 宇佐美 真 一 (弘前大学医学部耳鼻咽喉科学講座・助教授)

期 日 平成10年10月30日(金)午後6時30分～8時30分

会 場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

参加者 22名

弘前大学生涯学習講演会

講演題目 赤あざ、黒あざのレーザー治療

講 師 花田 勝 美 (弘前大学医学部皮膚科学講座・助教授)

期 日 平成10年11月6日(金)午後6時30分～8時30分

会 場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

参加者 11名

弘前大学生涯学習講演会

講演題目 メスを使わない血管内手術
講師 淀野 啓（弘前大学医学部附属病院放射線部・助教授）
期日 平成10年11月13日（金）午後6時30分～8時30分
会場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター
参加者 22名

弘前大学生涯学習講演会

講演題目 地域を変える青年たち 全国の社会教育実践の中から
講師 市村 聖治（日本青年団協議会・総務部長）
期日 平成11年1月22日（金）午後6時30分～8時30分
会場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター
参加者 40名

弘前大学生涯学習講演会

講演題目 「男女共同参画社会」をつくる女性たち
21世紀の社会・社会教育の担い手をさぐる
講師 千葉 悦子（福島大学行政社会学部・教授）
期日 平成11年3月9日（火）午後6時30分～8時30分
会場 弘前大学医学部コミュニケーションセンター
参加者 48名



講演会 地域を変える青年たち 全国の社会教育実践の中から



講演会 「男女共同参画社会」をつくる女性たち

(3) 東北地区放送利用大学公開講座(ラジオ・テレビ)

平成10年度 東北地区大学放送公開講座(ラジオ講座)

テーマ くらしと環境の問題

期間 平成10年10月5日～平成10年12月28日

受講者 28名

企画・実施 弘前大学

協力 東北大学、福島大学、会津大学、郡山女子大学

回	放送日	テーマ	講師
1	青森放送：10月5日(月)	酸性雨と森林生態系	弘前大学理工学部 教授 鶴見 實
2	青森放送：10月12日(月)	大気汚染	弘前大学理工学部 教授 大関 邦夫
3	青森放送：10月19日(月)	二酸化炭素と地球温暖化	東北大学理学部附属大気海洋変動 観測研究センター センター長 田中 正之
4	青森放送：10月26日(月)	気候の温暖化と雪問題	弘前大学理工学部 教授 力石 國男
5	青森放送：11月2日(月)	これからのエネルギー資源を 考える	弘前大学理工学部 教授 氏家 良博
6	青森放送：11月9日(月)	土壌汚染	弘前大学農学生命科学部 助教授 青山 正和
7	青森放送：11月16日(月)	海洋汚染と生物	弘前大学理工学部 助教授 砂原 香織
8	青森放送：11月23日(月)	化学汚染物質	弘前大学理工学部 助教授 糠塚いそし
9	青森放送：11月30日(月)	生活情報と環境	弘前大学教育学部 助教授 日景 弥生
10	青森放送：12月7日(月)	アレルギーと環境	弘前大学医学部附属病院 講師 高梨 信吾
11	青森放送：12月14日(月)	福祉と環境	弘前大学医療技術短期大学部 講師 金沢 善智
12	青森放送：12月21日(月)	暮らしと環境の問題	福島大学行政社会学部 助教授 村山 武彦
13	青森放送：12月28日(月)	廃棄物の再資源化・エネルギー 化	東北大学大学院工学研究科 教授 野池 達也

大学放送公開講座ラジオ講座「くらしと環境の問題」を終えて

理工学部 教授 鶴 見 実^{つる み まこと}

「今日、環境問題はこれから子供を持つ母親にとって関心の深い問題となった。地球規模での環境問題が、日常の生活と結びつき、毎日のくらしと環境を考えねばならない時代である。この開放講座では、理学、工学、農学、教育、医学、福祉、経済の各分野の講師の方々に、現在の問題点と『それでは今、なにをすればよいのか』を、できるだけわかりやすくお話しいただくことになっている。最初に広域の自然環境の問題を取り上げ、次に日常生活の環境問題を、最後に目指すべき社会の環境問題を予定している。“地球が大切か、人間が大切か”という議論は誤りである。一人の命を大切にできる社会こそ、地球環境のために力を尽くす余裕を持てる社会である。人間の幸せは何かを、環境問題を意識しながら探る時代にやっとなったと言えよう。この講座に福祉が含まれているのはそのような理由による。各講師の本音にご期待願いたい。」これは98年度秋に表題のラジオ講座をはじめにあたり、受講者をつのる宣伝パンフレットに載せていただいたものである。

東北地区のみの大学放送はこれが最後となり、ラジオに関し弘前大学にとって最初で最後の当番大学となった。生涯学習教育研究センターの藤田先生から環境問題を扱いたいとのテーマや人選のご相談を受けた。今月亡くなった久野 収の言葉に「大学の先生は研究を半分にしても、社会に出て働きかけをしろ」というのがある。また「ローマ大帝国が亡んだのは、進んだ科学技術を学者たちが一般市民に伝えなかったからだ。」と故カール・セーガンも言った。これらの言葉を学生へのいいわけにして私は講演会に行くことにしている。

98年度は毎月一回どこかで環境に関する講演をする珍しい年度であった。できあがったこのラジオ講座のテキストを講演会場で見せると「どこで買えるのか」、「うちの社員の教育に使いたいのでまとまった部数ほしい」などと聞かれ毎回申し訳ない思いをした。書店で買えないのである。聴衆の熱心さは暮らしと環境問題が今解決を求められている問題であり、これから将来ともすぐに消えることのない問題であることを思い知らせてくれた。環境の研究者に負わされる荷物は大きい。環境問題は分野を問わない。環境科学者とはへたをすると「心の持ち方」だけなのかもしれない。

環境問題として東北地方に生活する人々はどんなテーマに関心を持つのか、どの先生にお願いしたらよいのか。この作業は私にとって実に楽しく、私はぜいたくな気持ちを味わうことができた。自分がもっと知りたい環境問題や、世間に環境問題として認めてもらいたいテーマなどを呪文のようになおるだけで、それらの環境問題の解説物知り本を、各専門の先生方に作ってもらえるのである。

「くらしと環境の問題」の隠しテーマは“福祉の心”であった。これには二つ理由があった。青森県の環境基本計画を作る委員として環境問題に福祉を入れたいと思いながら、県の反対におし切られたむなしさをうめあわせたいとの思いがあったこと、そしてもう一つは私の妻が交通事故にあい、脳と身体に障害を持ったことである。「福祉の心」は「環境問題を憂える心」であり「環境と共生しようとする心」だと第11回「福祉と環境」の金沢先生が書いて下さった。これを読んだときはひざをたたいて心のつかえをとることができた。「弱者」と言われるものは何か、「それは環境問題におびやかされている我々だ」とい

う私の考えも、もっと具体的な福祉の現場の声で語られている。

スクーリングでは中高年齢の生徒の方々が「どのように毎日の生活をすごせばよいのか、何を食べていけばよいのか」と質問をされ、いつまでも教室となった会場を去りがたく残るさまは日曜出勤の事務方をハラハラさせるほどであった。仙台のスクーリングは弘前とSCS-TV 中継であった。緊張と遠慮からか、質問の嵐となる直前に終了、時間切れになった。そのせいか仙台と福島の両会場に出席なされた生徒の方がおられた。スクーリングを終了しても教室から控え室に移るまでの間、生徒の方々と環境の話が続いた。銀行の関係者で、次の世代をにらんだ環境事業を考えたいという方もおられた。ダイオキシンと赤ちゃんの話では女性の方々の目が光った。環境の問題は単に関心が高いという次元を越えている。切実な思いが伝わるスクーリングであった。

大学生相手の授業では「環境に熱心な学生は科学を勉強しない」という、困ったジंकウスをいつも思い出す。しかしこの講座ではそんな心配をする必要がないのであった。中高年や熟年の方々が、スクーリングで目を輝かせて怒り、憂えている姿を若い大学生に見せたいと、毎回思った。科学的根拠までキッチリと理解しなければならないのは、次世代を担うあなたたちだよ。科学的根拠がなければ必ず迷う。TVで「所沢市の葉っぱモノに含まれるダイオキシン量は他の10倍だ」と久米宏は言った。この発言を聞きながら狭山茶を飲み、ほうれん草を買うのをやめようと思った人は多いのだろう。大気汚染を受けた作物から水分を除けば、汚染濃度は上がる。茶葉を製品化するとき、洗わず乾燥させるのだ。茶葉のダイオキシン濃度が一番高かったのだ。茶を飲むときに、茶葉の10倍の重さの湯に溶かせば湯の中のダイオキシン濃度は一桁下がる。普通は100倍以上だから二桁下がる。茶業界は「ダイオキシンは水に溶けない」と言って安全宣言をした。葉っぱの有機物が湯にでてくるときに、一緒にでてくるはずだ。白けた気持ちの消費者がその裏にいる。マスコミによっていつの間にかダイオキシンが濃度の問題になっている。問題にするべきなのは、摂取する絶対量だ。このことをラジオの受講生、少なくともスクーリングの生徒たちは解ってくれたと信じたい。TVの放送を見て、私の研究室に所属する自炊生活の4年生が叫んだ。「所沢の暴落した野菜を買いたい」と。そうだ、これは氷山の一角にちがいない。どこでもこれくらいの汚染はあるだろう。豚やニワトリの卵、牛乳、子牛のステーキにはもっと含まれるにちがいない。このことも生徒たちは理解してくれているはずである。

各回の講師の先生方の話は環境問題の各方面を照らして下さり、解決への道も示唆下さった。主任講師をつとめた私はドンキホーテの旗を振っただけであった。具体的な解決策も持たず「環境！ 環境！」と叫ぶドンキホーテに対し、具体的な事例と熱心な講義を以て、この講座を実のあるものにして下さったのは各専門の講師の先生方である。ここに改めて各回の講師の方々とこの講座を作る労を惜しまなかった生涯学習教育研究センターの先生方、事務方の方々に感謝いたします。

平成10年度 東北地区大学放送公開講座
テーマ 東北大学の宝物（貴重収蔵物）
総合学術博物館への招待（テレビ講座）
期間 10月1日（木）～12月24日（木）
受講者 14名

企画・実施 東北大学
協 力 弘前大学、福島大学、会津大学、郡山女子大学

回	放 送 日	テ ー マ	講 師
1	青森放送：10月1日（木）	化石標本 生物進化の証人	東北大学総合学術博物館 館 長 森 啓
2	青森放送：10月8日（木）	岩石標本 多様な岩石とその風景	東北大学理学研究科 教 授 藤巻 宏和
3	青森放送：10月15日（木）	鉱物標本 山間の結晶、水晶を手にして	東北大学理学研究科 教 授 秋月 瑞彦
4	青森放送：10月22日（木）	タイプ標本 すべての生物名には証拠標本がある	東北大学理学研究科 教 授 大橋 広好
5	青森放送：10月29日（木）	サンゴ標本 サンゴの素顔	東北大学理学研究科 教 授 西平 守孝
6	青森放送：11月5日（木）	ネアンデルタール人の骨格復元 眠りから覚めた幼児	東北大学医学部 教 授 百々 幸雄
7	青森放送：11月12日（木）	考古学資料 太古の鼓動が聞こえる	東北大学文学部 教 授 須藤 隆
8	青森放送：11月19日（木）	日本初のチベット伝来品 河口慧海コレクション	東北大学文学部 教 授 有賀 祥隆
9	青森放送：11月26日（木）	地図を生かす 公開された旧軍用地図を例に	東北大学理学研究科 教 授 田村 俊和 北海道教育大学 名誉教授 岡本 次郎 (ゲスト) 弘前大学農学生命科学部 教 授 牧田 肇 (ゲスト)
10	青森放送：12月3日（木）	材料開発のツールを探る 金属材料研究所の歴史	東北大学金属材料研究所 所 長 藤森 啓安
11	青森放送：12月10日（木）	八木・宇田アンテナ 世界初の超短波長距離通信	東北大学工学研究科 教 授 澤谷 邦男
12	青森放送：12月17日（木）	磁気に情報をメモる それは交流バイアス方式の発 明で始まった	東北大学電気通信研究所 教 授 中村 慶久
13	青森放送：12月24日（木）	<座談会> 総合学術博物館の使命 開かれた大学・21世紀に向け て	東北大学総合学術博物館 館 長 森 啓 東北大学 総 長 阿部 博之 仙台市長 藤井 黎

(4) 共催事業

< 公開特別講演会 文化財と環境問題 >

場 所 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

参加費 無料

受講者 延べ95名

主 催 環境科学会酸性雨研究会

後 援 弘前市、弘前市教育委員会

開催日・講義題目および講師

5月29日 「本門寺ゴケ(銅ゴケ)と銅に関する環境問題」

国立環境研究所統括研究官 佐竹 研一

「北欧の酸性雨問題と同位元素」

スウェーデン ヨラン・オーベリ博士

「木造文化財とその環境問題」

ノルウェー エリン・ダーリン考古学博士

< 職業人のリカレント ~学び心ふたたび~ >

全県的なリカレント教育システムの構築を目指し、本県の実情に合ったリカレント教育の在り方やリカレント講座運営に関わる業務について、モデル講座を実施することにより実証的に検証する。

対 象 主として職業を有する社会人

参加費 1講座6,000円

受講者 40名

主 催 青森県リカレント教育推進検討委員会

開催日・講義題目および講師

9月5日 「特産物の新たな利用方法 リンゴで紙を作る」

農学生命科学部 助教授 城田 安幸

9月12日 「バイオテクノロジーの研究とその利用方法」

医学部附属病院 講師 藤井 俊策

9月19日 「地域素材と食品加工新技術」

農学生命科学部 教授 中村 信吾

9月26日 「バイオテクノロジーと食物生産」

農学生命科学部 教授 新関 稔

< 生涯学習フェア 98 大学公開講座まつり >

場 所 青森県総合社会教育センター

受講者 延べ41名

主 催 あおもり県民カレッジ

Aグループ

開催日・講義題目および講師

10月21日 「環境問題を考える」

	弘前大学	教授	鶴見	實
10月22日	「ターミナルケアについて」			
	青森大学	教授	児島	美都子
10月23日	「高齢化社会と財産管理」			
	青森中央学院大学	助教授	永田	均

Bグループ

開催日・講義題目および講師

10月28日	「学び方のスタイルとコミュニケーション」			
	青森公立大学	講師	山本	志都
10月29日	「音楽療法入門」			
	青森明の星短期大学	助教授	原沢	康明
10月30日	「教育改革の視座」			
	八戸大学	教授	内海	隆

2. 学部の主催事業など

(1) 人文学部

<弘前大学東洋学談話会講演会「中国、南アジア、西アジアの歴史と文化を考える」>

対象 一般、教員、学生

場所 弘前大学人文学部

参加費 無料

受講者 55名

開催日・講義題目および講師

11月21日	「現代中国の家族問題」			
	人文学部	講師	城本	るみ
	「スリランカの仏教と社会」			
	ケラニヤ大学	講師	パトリック・ラトナーヤカ	
	「自転車から見たインドとパキスタン」			
	人文学部	学生	高西	祐介

(2) 教育学部

<初・中級者のためのテニス教室(硬式)>

生涯スポーツ及び健康増進としてのテニスの面白さを理解してもらう講座です。

対象 一般

場所 弘前大学テニスコート

参加費 6,400円

受講者 16名

開催日・講義題目および講師

8月29日～9月6日 教授 小山 秀 哉

<生活を科学する>

地域社会において、豊かに楽しく、また、健康的な生活を営むには何が必要なのかを考える講座です。

対 象 一般
場 所 鶴田町役場
参加費 5,400円
受講者 40名
共 催 鶴田町教育委員会
開催日・講義題目および講師

8月29日 「国語の教科書から見た学校教育 昔と今」

元助教授 佐藤 きむ

「“におい”と生きものたち」

教授 村上 修

9月5日 「津軽と洋楽」

助教授 安田 寛

「幼児教育の窓から」

教授 野口 伐名

9月12日 「環境と生活情報」

助教授 日景 弥生

21世紀の宝物「青森県の木・ヒバ」

教授 佐藤 武司

<生活を科学する>

地域社会において、豊かに楽しく、また、健康的な生活を営むには何が必要なのかを考える講座です。

対 象 一般
場 所 木造町役場
参加費 6,400円
受講者 40名
共 催 木造町教育委員会
開催日・講義題目および講師

11月7日 「国語の教科書から見た学校教育 昔と今」

元助教授 佐藤 きむ

「環境と生活情報」

助教授 日景 弥生

11月14日 「“におい”と生きものたち」

教授 村上 修

「癒しの風景」

教授 岩井 康頼

11月21日 「津軽と洋楽」

助教授 安田 寛
21世紀の宝物「青森県の木・ヒバ」
教授 佐藤 武司
11月28日 「インターネットを楽しむ」
助教授 小山 智史
「幼児教育の窓から」
教授 野口 伐名

(3) 医学部

<(続) 老いを考える>

健康に老いていくためには何が必要なのかを考える講座です。

対象 一般

場所 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

受講者 39名

参加費 4,400円

開催日・講義題目および講師

10月2日 「しわ」と「しみ」の話

助教授 花田 勝美

10月9日 「骨粗鬆症」について

教授 原田 征行

10月16日 「痴呆(ぼけ)」について

教授 松永 宗雄

10月23日 「在宅医療」を考える

教授 水島 豊

(4) 医学部附属病院

<救急医学講座>

救急医学について、最新の技術、器材の利用等について講義し、地域の救急医療を一助します。

対象 地域関連病院医師等

場所 弘前大学医学部コミュニケーションセンター

参加費 無料

開催日・講義題目および講師

4月22日 「急性心不全の病態と最近の治療法について」

第二内科 講師 藤野 安弘

受講者 55名

5月14日 「急性呼吸困難を来す疾患の診断と治療」

老年科学 教授 水島 豊

受講者 45名

6月16日 「劇症肝炎と肝移植」

- 第二外科 教授 佐々木 睦 男
受講者 45名
- 7月14日 「腹部大動脈・腸骨動脈瘤に対するステント・グラフト留置術」
放射線部 助教授 淀 野 啓
受講者 35名
- 8月25日 「事例研究 法医学の視点から」
法医学 教授 黒 田 直 人
受講者 52名
- 9月29日 「新生児の緊急外科疾患」
小児外科 教授 棟 方 博 文
受講者 45名
- 10月22日 「顎顔面外傷と開口障害」
歯科口腔外科 講師 小 松 賢 一
受講者 35名
- 11月17日 「耳鼻科領域における救急看護」
看護部 婦長 砂 田 弘 子
受講者 45名
- 12月 9日 「寒冷地の外傷について」
整形外科 助教授 藤 哲
受講者 35名
- H11年 1月25日 「頭部外傷：頭のケガでの注意」
脳神経外科 助手 畑 山 徹
受講者 50名
- 2月23日 「胸部大動脈瘤（大動脈解離を含む）に対する外科治療」
第一外科 講師 福 井 康 三
受講者 40名
- 3月19日 「新しい救急医療体制について」
救急部 助教授 滝 口 雅 博
受講者 35名

(5) 理工学部

< 化学への招待 夢化学21 >

化学実験を通じて「化学」の面白さを身近に感じながら21世紀へ向けての「夢」を語り合う講座です。

対 象 一般、高校・中学生

場 所 弘前大学理工学部・教育学部

参加費 無料

受講者 66名

開催日・講義題目および講師

7月27日 「イカ墨の不思議 食品と病気の予防 」

青森県産業技術開発センター
総括研究管理監 松 江 一
「玉虫に学ぶ 天然高分子液晶の不思議」
理工学部 教授 須 藤 新 一
「弘前大学化学系各研究室での実験を体験してみよう」
化学系各教官

<国際シンポジウム>

非線形解析学と凸解析学に関する講演会です。

対 象 一般

場 所 弘前大学理工学部

参加費 無料

受講者 40名

開催日・講義題目および講師

8月3日～8月5日 「公開講演会」

R. T. Rockafellar (Univ. Wasington, USA), Convex Analysis

L. A. Petrosjan (St. Petersburg State Univ., Russia), Game Theory

V. I. Zhukovskiy (Orehovo-Zuevo Pedagogical Institute, Russia),
Game Theory

D. T. Lue (Institute of Mathematics, Vietnam), Optimization

Hang-Chin Lai (I-Shou Univ. Taiwan), Optimization

J. Puerto (Univ. Sevilla, Spain), Game Theory

T. X. Due Ha (Institute of Mathematics, Vietnam), Optimization

P. L. Yu (Univ. Kansas, USA), Multicriteria Decision Analysis, OR

<夏休みの数学 98>

数学の啓蒙を目的として数学の面白さと多様性を理解してもらう講座です。

対 象 一般、小・中・高校、教員

場 所 弘前大学理工学部

参加費 無料

受講者 41名

開催日・講義題目および講師

8月5日 「円分多項式について」

理工学部 教授 本 瀬 香

8月6日 「eとオイラー定数と微積分」

理工学部 教授 倉 坪 茂 彦

8月7日 「曲線のお話」

理工学部 教授 中 里 博

8月8日 「最適化についてのお話」

理工学部 教授 田 中 環

< 大学と地域の交流を深める化学プラザ >

大学の研究者、民間の研究者がそれぞれの研究分野から化学について講義します。

対 象 一般、大学関係者

場 所 弘前大学理工学部

参加費 無料

受講者 87名

開催日・講義題目および講師

11月20日 「大豆配糖体イソフラボンの機能性」

太子食品株式会社経営推進室

マネージャー

塚本知玄

「環境問題と化学およびバイオテクノロジーについて」

東北大学工学部

教授 西野徳三

「プレニル鎖延長酵素の遺伝子解析について」

東北大学反応化学研究所 教授 古山種俊

(6) 農学生命科学部

< 明日の地域農業と大学 >

地域の農業の現状と将来展望、研究の最新情報を広く市民に公開します。

対 象 農業従事者、一般

場 所 弘前市公民館

参加費 6,400円

受講者 26名

共 催 弘前市農林部

開催日・講義題目および講師

1月12日 「リンゴ栽培の現状と省力化への方向」

日本曹達(株)農業化学品事業部

技術顧問 工藤仁郎

「リンゴにおける栽培方式と剪定の基礎」

助教授 塩崎雄之助

「リンゴの低樹高栽培に関する諸問題」

教授 福田博之

1月13日 「あおり旬の野菜 生産技術の新展開」

青森県畑作園芸試験場長 中島一成

「県土“花の郷づくり”をめざした研究戦略」

フラワーセンター21あおり

所長 松中謙次郎

「森林土壌を用いたりんごの鮮度保持

土壌のエチレン分解菌の利用」

教授 澤田信一

1月14日 「米の品種改良100年の歩み 津軽ロマンの誕生」

全農営農技術センター
 生産システム研究部技術顧問 浪岡 實
 「金木農場における稲作研究と今後の課題」
 助教授 村山 成治
 「津軽地域（水田地帯）の水利用と水環境」
 教授 工藤 明
 1月12～14日 総合討論（司会）
 助教授 工藤 啓一

（7）医療技術短期大学部

<肩こり・肩の痛みについて考えてみませんか（講義と実習）>

どうして「肩こり・肩の痛み」がでるのかそれに対し、どう対応するかを中心に講義と実習を行います。

対象 一般

場所 弘前大学医療技術短期大学部

参加費 4,400円

受講者 34名

開催日・講義題目および講師

9月23日 「肩のしくみについて 肩の構造と機能」

講師 岩田 学

「肩こりや肩の痛みがある時は？ 疾患と治療」

教授 三浦 孝雄

「肩のリハビリテーション」

講師 石川 玲

「暖めて運動してみよう 肩の理学療法の実際」

講師 金沢 善智

講師 尾田 敦

実習補助者 勘林 秀行

対馬 栄輝

長谷川 至

（8）病院ボランティアについて

医学部附属病院ボランティアは、患者サービスの向上や地域住民の生涯学習活動などを目的に平成8年12月から導入している。

患者サービスの向上と地域住民の生涯学習という相反する目的を併せ持ち、ある意味ではボランティアの概念から外れる部分（業務的な部分）もあると思われ、その活動は、特に外来で活動を行う場合、不特定多数のものに対応する難しさがあり、それに伴う負担（心理的、身体的）も相当のものがあると考えられる。

活動人員は下表のように減少傾向にあり、やはり関心をもって活動を始めたものの、その負担を重荷として活動を中止するものも少なくないだろうと思う。

しかしながら、活動継続者の多くは、患者との交流をとおり、充実した生活を得ているものと思われる。

今後は、附属病院におけるボランティアの意義を積極的にアピールし、地域住民の生涯学習、また患者の療養の一助となるようなボランティア活動となるようにしていきたい。

医学部附属病院総務課庶務係

表 受け入れ実績

受入期別	当初受入数	現在活動数
第一期（8.12）	21	10
第二期（9.4）	12	5
第三期（9.10）	9	3
第四期（10.4）	5	4
第五期（10.11）	4	1
	51	23

（平成11年3月31日現在）

資料

弘前大学医学部附属病院ボランティア活動の御案内

弘前大学医学部附属病院は、開院以来50年余りになりますが、その間、地域の方々に最高の医療を提供するために努力してまいりました。

本院では、患者サービスの一層の向上と、地域住民のニーズに応えるために、平成8年12月から「病院ボランティア」を導入しております。この度、第6期生の募集を行うこととなりました。

主な活動内容としては、外来患者さんの初診時の手続き、病院内の案内等、新入院患者さんの病棟への案内等があります。（別紙「病院ボランティア活動内容」を参照してください。）

皆様方のご支援をいただきながら、患者さんの療養しやすい環境をつくり、ホスピタリティに満ちあふれた病院を目指したいと考えております。

活動に当たって、「ボランティア保険」に加入していただくこととなります。保険料は500円です。（うち150円は県からの補助がありますので、実際の負担額は350円となります。）

健康診断につきましては、別紙「健康診断書」の検査項目を必ず受検し、「ボランティア活動申込書」に添付の上、提出してください。（受検先は、本院以外でも構いません。）ただし、平成10年10月以降に職場検診、住民検診等を受けられた方は、その診断書の写しがあれば、健康診断を受ける必要はありません。（職場検診、住民検診等の診断書の写しを提出される場合についても、別紙「健康診断書」に氏名、生年月日及び問診欄を記入の上、必ず提出してください。）

なお、上記の保険料、健康診断料及び交通費等は自己負担となります。
今後の活動開始までの日程は、次のとおりです。

	日 時	場 所
申 込 締 切	平成11年 4月21日（水）	
面 接	平成11年 4月26日（月）	附属病院小会議室
オリエンテーション	平成11年 4月30日（金）	附属病院大会議室
活 動 開 始 日	平成11年 5月 6日（木）	附属病院外来

お問い合わせ：弘前大学医学部附属病院
総務課庶務係
(☎0172 - 39 - 5165)

3 . 情 報 提 供

平成9年10月から、生涯学習教育研究センターとしてホームページを開設し、様々な生涯学習に関する情報提供を行っています。

内容は、公開講座や講演会等の事業の案内、事業報告、大学開放システムの紹介、県内の生涯学習関連リンク等です。

ホームページのヒット数は3,500をこえています。

ホームページを訪れた人がどんな感想を抱いているのか、あるいは情報提供の効果はどのようなものなのかよくわかりませんが、意外な反応として、テレビ放送利用大学公開講座への申し込みがあったり、講演会への申し込み（E-mail での申し込み）があったり、学習相談があったりしています。

今後の計画としては、公開講座のテキスト、『生涯学習教育研究センター年報』の全文を発信する等のことを考えています。

当センターの URL は下記のとおりです。是非ご覧下さい。

URL <http://culture.cc.hirosaki-u.ac.jp/sgcenter/>

4 . 会 議 そ の 他 の 事 業 日 誌

- 平成10年 4月24日 生涯学習教育研究センター運営委員会
 6月 8日 公開講座「今、豊かさ・優しさ・自分らしさ、とは」～10月 5日
 6月26日 生涯学習教育研究センター運営委員会
 7月 9日 生涯学習連続講演会「明日の教育を考える」～ 7月30日
 7月24日 生涯学習講演会「医療と国際協力」
 8月21日 生涯学習推進委員会
 8月25日 公開講座「あおもりの息吹を考察する」～ 9月22日
 9月10日 公開講座「21世紀を考える～21世紀と私たちの暮らし～」

～ 10月15日

- 10月 1日 東北地区大学放送公開講座「テレビ講座」～12月24日
- 10月 5日 東北地区大学放送公開講座「ラジオ講座」～12月28日
- 10月19日 生涯学習教育研究センター運営委員会
- 10月30日 生涯学習講演会「医療最前線」～11月13日
- 11月15日 東北地区大学放送公開講座スクーリング
- 12月20日 東北地区大学放送公開講座スクーリング
- 12月21日 生涯学習教育研究センター運営委員会
- 平成11年 1月22日 生涯学習講演会「地域を変える青年たち - 全国の社会教育実践の中から - 」
- 2月22日 生涯学習教育研究センター運営委員会
- 2月23日 生涯学習推進委員会
- 3月 9日 生涯学習講演会「男女共同参画社会」をつくる女性たち - 21世紀の社会・社会教育の担い手をさぐる -
- 3月29日 生涯学習教育研究センター運営委員会

III. センター関連規則等

1. センター関連規則

(1) 弘前大学生涯学習推進委員会規則

〔平成7年4月18日〕
〔規則第19号〕
最終改正 平11.4.1

(設置)

第1条 弘前大学(医療技術短期大学部を含む。以下「本学」という。)に、生涯学習社会における本学の在り方を総合的に検討し、生涯学習を推進することを目的として、弘前大学生涯学習推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 生涯学習の推進についての基本方針に関すること。
- (2) 生涯学習に係る企画及び立案に関すること。
- (3) 生涯学習教育研究センター(以下「センター」という。)の管理運営の基本方針に関すること。
- (4) センター長及びセンター教官の人事に関すること。
- (5) その他生涯学習の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 各学部長
- (3) 附属図書館長
- (4) 附属病院長
- (5) 医療技術短期大学部部長
- (6) 事務局長
- (7) センター長
- (8) 前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項第6号の委員は、前条第4号の審議には、加わらないものとする。

(委員長、副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞くこと

ができる。

(専門委員会)

第7条 委員会に専門的事項を調査し、又は企画、立案若しくは実施をするため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長は、委員会の審議に加わるものとする。

3 専門委員会の名称、組織及び運営については、委員会の議を経て別に定める。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務部研究協力課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、生涯学習の推進に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成7年4月18日から施行する。

附 則

この規則は、平成8年5月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(2) 弘前大学生涯学習教育研究センター規則

{ 平成8年5月11日 }
規則第30号
最終改正 平11. 4. 1

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前大学学則(昭和40年規則第3号)第9条の規定に基づき、弘前大学生涯学習教育研究センター(以下「センター」という。)に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、学内共同教育研究施設として、生涯学習に関する教育(医学及び保健に関することを含む。)及び研究を行い、地域における生涯学習の振興に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生涯学習に関する教育内容・方法の研究
- (2) 社会人を対象とする公開講座等の生涯学習事項の実施
- (3) 生涯学習指導者の養成
- (4) 生涯学習に関する情報の収集及び提供

- (5) 生涯学習に関する相談事業
- (6) 生涯学習に関する調査・研究報告書等の刊行
- (7) メディカルコミュニケーションセンターの業務に関すること。
- (8) その他生涯学習に関すること。

(職員)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 専任教官
- (3) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授をもって充てる。

- 2 センター長候補者の選考は、弘前大学生涯学習推進委員会（以下「推進委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(専任教官)

第6条 センターの専任教官の選考は、推進委員会の議に基づき、学長が行う。

(センター協力教官)

第7条 センターに、センターが行う事業を円滑に実施するため、センター協力教官を置くことができる。

- 2 センター協力教官の任期は、担当する業務が終了するまでの期間とする。
- 3 センター協力教官は、学長が任命する。

(運営委員会)

第8条 センターの運営に関する具体的事項を審議するため、弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会の組織及び運営については、推進委員会の議を経て学長が別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、当分の間、総務部研究協力課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、推進委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成8年5月11日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命されるセンター長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成10年3月31日までとする。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(3) 弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会内規

〔平成8年5月11日〕
制 定
最終改正 平11.4.1

(趣旨)

第1条 この内規は、弘前大学生涯学習教育研究センター規則(平成8年規則第30号)第8条の規定に基づき、弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 学長特別補佐
- (3) センターの専任教官
- (4) 各学部及び医療技術短期大学部から推薦された教官 各1名
- (5) 前各号に定めるもののほか、運営委員会が必要と認めた者 若干名

2 前項第4号及び第5号の委員は、学長が任命する。

(委員の任期)

第3条 前条第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前条第5号の委員の任期は、運営委員会がその都度定めるものとする。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第6条 委員に事故があるときは、当該委員の指名した者が委員として代理出席することができる。

(委員以外の出席)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に専門的事項を調査し、又は企画、立案若しくは実施をするため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の名称、組織及び運営については、運営委員会が別に定める。

(報告)

第9条 運営委員会において審議した事項は、生涯学習推進委員会へ報告するものとする。

(庶務)

第10条 運営委員会の庶務は、当分の間、総務部研究協力課において処理する。

(その他)

第11条 この内規に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この内規は、平成 8 年 5 月 11 日から施行する。
- 2 この内規施行後最初に任命される第 2 条第 1 項第 3 号の委員の任期は、第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、学長が指定する概ね半数の委員については平成 9 年 3 月 31 日までとし、その他の委員については、平成 10 年 3 月 31 日までとする。
- 3 弘前大学生涯学習推進委員会専門委員会内規（平成 7 年 5 月 15 日制定。以下「専門委員会内規」という。）は、廃止する。
- 4 この内規施行の際、専門委員会内規に基づく公開講座運営委員会委員は、前項の規定にかかわらず、当該委員会の業務が運営委員会に引き継がれるまでの間、第 2 条第 1 項第 4 号に規定する運営委員会委員として、引き続きその職務を行うものとする。

附 則

この内規は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

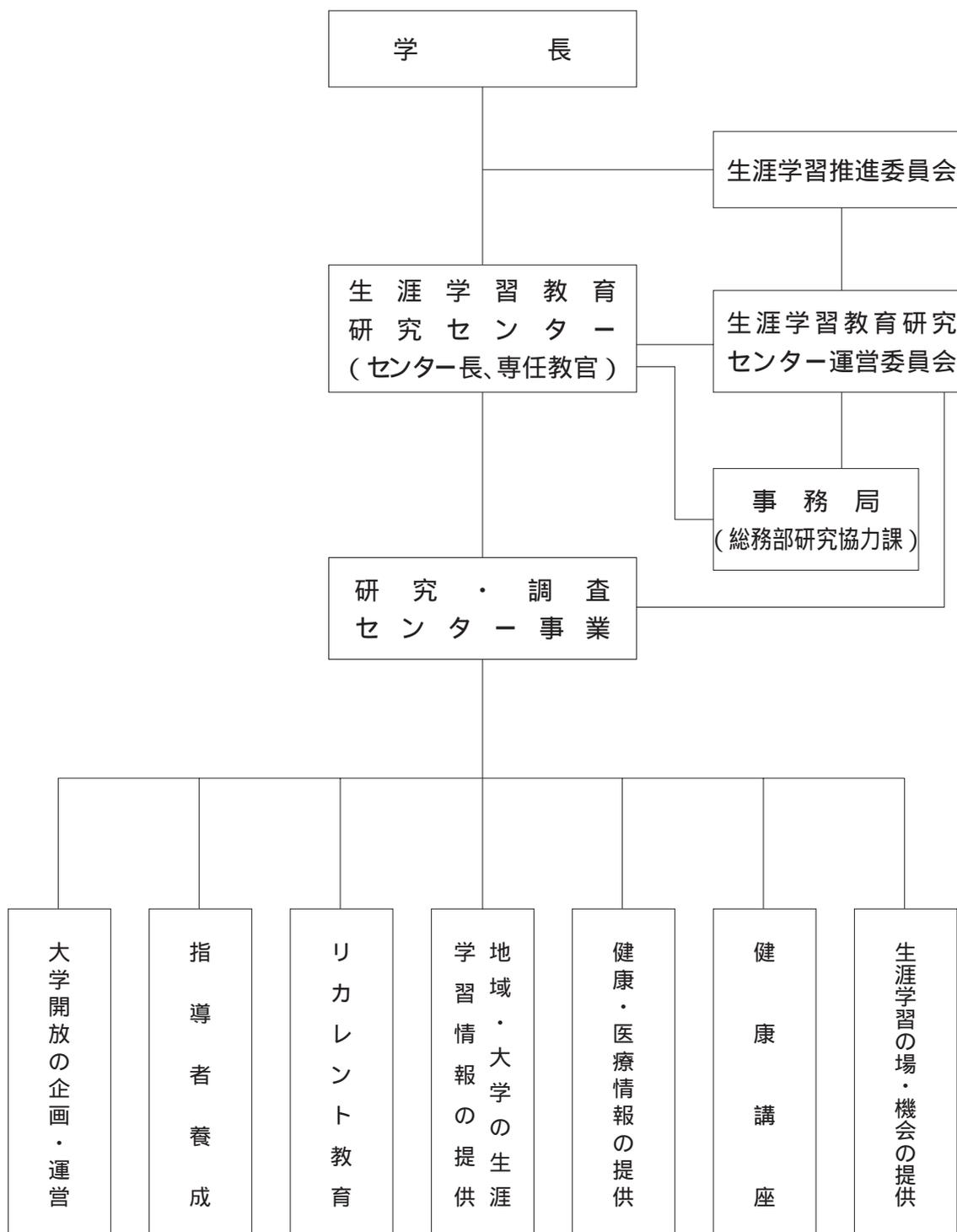
この内規は、平成 10 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

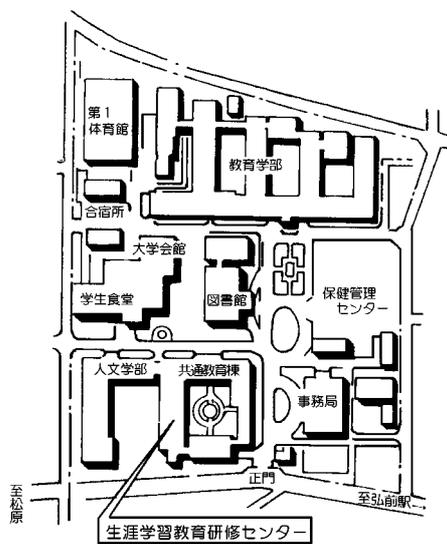
2 . 機構・組織図

センターの運営は、「弘前大学生涯学習推進委員会」(副学長、各学部長、附属図書館長、附属病院長、医療技術短期大学部部長、事務局長、センター長によって構成)の下、学長特別補佐並びに各学部及び医療技術短期大学部から推薦された委員とセンター長並びに専任教官が構成員となった「弘前大学生涯学習教育研究センター運営委員会」で、全学的な視点から検討されることになっています。



3. 地図・連絡先

文京町地区



弘前大学生涯学習教育研究センター

〒036-8560 弘前市文京町1番地

TEL (0172) 39 3148 直通

FAX (0172) 39 3148

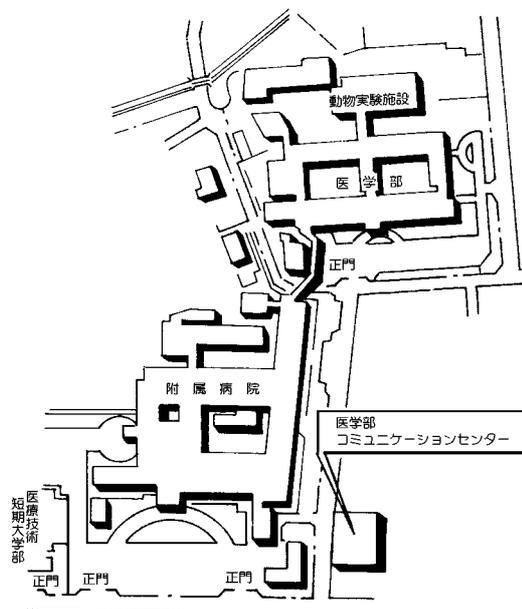
事務局 総務部研究協力課研究協力係

〒036-8560 弘前市文京町1番地

TEL (0172) 39 3904~5

FAX (0172) 39 3919

本町地区



分室(医学部コミュニケーションセンター)

〒036-8203 弘前市本町40 1

TEL (0172) 39 5240 直通

FAX (0172) 33 4056

編 集 後 記

『年報』の第2号を発行するはこびとなりました。今回も社会教育に関する論文と介護をめぐる生涯学習の課題を探る調査報告等を掲載しています。地域生涯学習推進の立場から大学が果たし得る、果たすべき役割を追求する上で、『年報』の内容を今後いっそう充実させていきたいと考えています。

なお、事務機構の再編にともなって生涯学習教育研究センターの事務担当係が、これまでの庶務部庶務課国際・学術係から総務部研究協力課研究協力係に変更になり、電話・FAX番号も変わりましたので、ご注意ください。

発行 平成11年3月31日

発行 弘前大学生涯学習教育研究センター
〒036-8560 弘前市文京町1番地
☎(0172)39 3148
印刷 やまと印刷株式会社
〒036-8061 弘前市神田4丁目4 5
☎(0172)34 4111
